

## 第5回 国民生活センター分科会 議事録

内閣府国民生活局消費者調整課

1. 日 時：平成17年7月21日（木）13時28分～17時10分
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：山本分科会長、伊集院分科会長代理、大河内委員、大森委員、長岡委員
4. 議事次第
  - (1) 内閣府独立行政法人評価委員会令の改正等について
  - (2) 分科会長の互選について
  - (3) 分科会長代理の指名について
  - (4) 平成16事業年度業務実績報告について
  - (5) 平成16事業年度財務諸表について
  - (6) その他

### 5. 議 事

**○勝見消費者調整課長** 定刻まで数分ありますけれども、皆さんおそろいになっていますので、始めさせていただきます。

ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第5回国民生活センター分科会を開催させていただきます。

当分科会におきましては、6月26日付けで山本分科会長、それから伊集院委員、大河内委員、3名の委員の方の任期が満了となっております、引き続き再任いただいております。そこで改めて分科会長を互選する必要があります。互選されますまでの間、私の方で議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本題に入ります前に、内閣府独立行政法人評価委員会令の改正及び分科会委員の所属の見直しについて、政策評価広報課の大塚課長から御報告があります。

**○大塚政策評価広報課課長** 評価広報課の大塚と申します。冒頭の時間をいただきまして、2点、私の方から報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の議事次第をめぐっていただきますと資料1、それから資料2がございますが、この2点につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。先般、内閣府独立行政法人評価委員会令を改正いたしました。改正のポイントと申しますとこの4月に一つ法律が通りまして、内閣府所管の新たな独立行政法人が1つ新設されることとなります。沖縄関係の独立行政法人でございます、沖縄科学技術研究基盤整備機構というのが、その独立行政法人の名称でございます。この独立行政法人が増えるに伴いました改正でございます。

改正点のみ簡単に申し上げたいと思っておりますが、資料1、これは上下2段になっておりまして、下の段が古

い規定でございます。そして、上の段が改正後の新しい、いわば現行規定でございます。まず、第一条をごらんいただきますと、ここに「組織」と題しまして、これまでは内閣府の独立行政法人評価委員会委員14名以内で組織するとなっておりますのを、4名枠を増やしまして、18名以内で組織するとしたのが、まず第1点目の改正でございます。

それから資料1の2ページ目をごらんいただきたいと思いますが、これは第五条でございまして、上下ともに表があろうかと思えます。こちらでは独立行政法人評価委員会のもとに置かれる分科会の名称、そしてそれぞれの分科会で担当する独立行政法人の名称を書いてございます。ちょうど真ん中3つ目になりますが、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会というのを新たに1つ設けまして、今申し上げましたとおり、その独立行政法人を担当するということを、ここで規定したわけでございます。

それから3点目でございますが、3ページ目をごらんいただきたいと思いますが、第八条に「庶務」という規定が置いてございますが、それぞれの分科会の庶務担当部局をここで決めてございます。これもちょうど八条の真ん中あたりになりますが、ただいま申し上げました独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の分科会に関しましては、沖縄振興局総務課で庶務を行うということを決めたものでございます。

以上が政令改正のポイントでございます。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思いますが、一部、冒頭で既に御紹介がございましたが、先般、6月26日付けで従来、委員として着任されておりました方々のうち、全部で9名の方の任期が到来いたしました。そのため、そのうち7名の委員の方々につきまして、翌日6月27日付けで再任をお願いいたしましたということが、まず1点でございます。

それから、先ほど政令改正の中で、委員全体の総数が18名以内となり、4名増えたことを申し上げました。その4名増えた新たな枠のうちの2名分につきまして、新たに委員の発令を行わせていただいております。残る2名につきましては、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が9月1日に発足となっておりますので、これを担当していただく委員の先生方の選任の作業をしているところということでございます。

この資料2をごらんいただきますと、左側が本委員会のメンバー表でございまして、一番下が選任中となっているものでございます。右側が各分科会のメンバー表でございまして、沖縄科学技術研究基盤整備機構を入れますと、計5つの分科会ということになります。ここには国立公文書館以下5つの分科会の名称と、それぞれの先生方のメンバーのリストを付けさせていただいております。本委員会に関して申し上げますと、山本委員、伊集院委員、そして大河内委員には再任という形で引き続きお願いをいたしております。また、長岡委員には、今回新たにこの委員会に御参加をいただいております。

以上簡単でございますが、私どもの方からの報告といたします。よろしくお願いたします。

**○勝見消費者調整課長** ただいま御説明がありましたとおり、山本委員、伊集院委員、大河内委員におかれましては、引き続き当分科会の委員に御就任いただいております。山本委員、伊集院委員、大河内委員、引き続きよろしくお願いたします。

また、今まで当分科会の審議に御尽力いただいていた雨宮委員におかれましては、北方領土問題対策協会分科会の方に移られて、新たに先ほど紹介がありました長岡委員が当分科会委員として、内閣総理大臣から指名されておりますので御紹介申し上げます。

**○長岡委員** ただいま紹介にあずかりました公認会計士の長岡と申します。公益法人の監査を中心に行って

おります。どうぞよろしくお願いいいたします。

**○勝見消費者調整課長** どうもありがとうございました。次に委員の皆様が再任されて初めての分科会でございますので、内閣府独立行政法人評価委員会令第五条第三項の規定によりまして、改めて分科会長の互選をしていただく必要がございます。分科会長の互選につきまして、何か御提案がありますでしょうか。

**○大河内委員** 今までもやってくださっていた山本委員にお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○勝見消費者調整課長** 大河内委員の方から山本委員に引き続きということですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

**○勝見消費者調整課長** それでは、各委員異議なしということですので、委員の皆様のご互選により、山本委員が当分科会の分科会長にただいま選任されました。今後の議事の進行につきましては、山本委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

**○山本分科会長** 分科会長に互選されました山本でございます。委員の皆様のご御協力を得まして、国民生活センター分科会の円滑な運営に務めたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

まず、内閣府独立行政法人評価委員会令第五条第五項によりまして、分科会長が予め分科会長代理を指名することとなっております。私といたしましては、伊集院委員に分科会長代理をお願いしたいと思いますが、御了承いただけますかどうか、皆様のご御了承と特に伊集院委員の御了承をぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○山本分科会長** では、よろしくお願いいいたします。

**○伊集院委員** ただいま御指名をいただきました伊集院でございます。一生懸命担当させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いい申し上げます。

**○山本分科会長** それでは、本日の今後の議事の進め方につきまして御説明いたします。本日配布されております「資料5 実績報告書」及び「資料6 項目別評価表」につきまして、国民生活センターより説明をしていただきますので、各委員におかれましては、実績報告書をごらんいただくとともに、お配りしております資料6、項目別評価表、横長のものでございますけれども、これの右から2番目、分科会評価と言う枠がございまして、その次の指標の欄に本日御記入していただければと思います。もちろん、本日、御説明を聞いた上で、なお、考えたいということであれば、これは後日提出でも結構でございます。そして、記入していただいた資料をもとに事務局において、各委員の評価をまとめた総括表を作成いたします。これを次回、分科会にお配りし、皆様に御検討いただきたいと思います。そういう手順でよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

**○山本分科会長** どうもありがとうございます。それでは、平成16年度の業務実績につきまして、国民生活センターの方から御説明をいただきます。よろしくお願いいいたします。

**○糠谷国民生活センター理事長** 理事長の糠谷でございます。本日は国民生活センターの平成16年度の業務実績について審議をしていただくことになっております。どうぞよろしくお願いいを申し上げます。

説明に入ります前に、私どもからの出席者を御紹介させていただきたいと思っております。私の右側、先生方か

らごらんになって左側でございますが、理事の川本でございます。総務企画部、経理管理部、それから相談調査部を主として担当いたしております。

それから、理事の藤村でございます。総務企画部のうちの人事労務、それから商品テスト部、教育研修部を担当いたしております。

その右手が経理管理部長の井上でございます。

それから、こちらの方に移りまして、理事の田中でございます。情報分析部、広報交流部を主として担当いたしております。

木村監事。山下監事でございます。

それから、総務企画部長の井守でございます。

それでは、私の方から総括的な御説明をさせていただきます。詳細は理事の川本の方から御説明を申し上げます。

御案内のように、平成16年度は独立行政法人に移行いたしましてから、2年目になった年でございますけれども、御評価いただく年度としては、フルに1年ということで、1年丸々というのは今回が初めてということでございます。平成16年度は、消費者保護基本法が改正されて消費者基本法となりまして、公布施行されたのが6月だったと思います。その消費者基本法の中で、国民生活センターは生活問題のいろんな分野、情報の収集、提供、相談のあっせん、それから商品テスト、調査研究、研修、いろんな分野の中核的機能を果たせというふうに規定をされたわけでございまして、私どもは、その中核的機能をしっかりと果たすべく努力をしてきたつもりでございます。

平成16年度もいろんなことをやっておりますが、私からは主として新しく取組始めた問題、それから、従来に増して拡充をして取り組んできた問題というものを主として御説明をさせていただきたいと思っております。

平成16年度、全国から集まってくる苦情相談件数、消費生活センターから集まってくる件数でございますが、まだ、最終的な数字は締め終わっておりませんが、200万件に近いものになるという感じでございます。これだけ急増してきております相談件数を、いかに効率的に処理をするかということが大きなテーマになってまいりましたので、平成16年度は、その苦情が集まってまいりますシステム、全国消費生活情報ネットワーク、今、我々P I O-N E Tと言っておりますけれども、そのP I O-N E Tをいかに効率的に維持するか、ワークさせていくかということのために、全力を投じた年でございます。

ちょうど地方公共団体との関係で三位一体の改革ということが言われまして、そのネットワークの維持経費、従来は国民生活局が負担して運営をしていたわけですが、それを一括して国民生活センターに移すという話が出てまいりました。私ども、それと合わせまして、P I O-N E Tの運営、お金の面だけではなく、効率的に運営をするという意味から、相談員の皆さんが相談員カードをつくる仕組みを変えようということで、従来は手書きでやっていたわけですが、パソコン上で直接作成をするということで、相談カードの直接作成システムを17年度から運用していこう、予算の一括移転、センターに持ってくるというのと併せて、17年度からやるということで、16年度には、その準備に邁進をしたということでございます。全国の消費生活センターや地方公共団体との調整等々、かなり面倒なことを、いろいろ困難な問題もございましたけれども、どうやら移行過程、大きなトラブルもなく過ぎて、4月からその運用に入っているという

ことでございます。それが第1の点でございます。

それから第2番目は個人情報保護法が17年の4月から全面施行になるということがございまして、その個人情報保護法、これは国民生活センターが、個人情報に関する苦情相談を受け付けるわけですが、それに加えて全国の個人情報保護にかかわるトラブルの情報をどういうふうにまとめるかということで、データベースも国民生活センターでつくってほしいという話がございまして、その準備にも入ったところでございます。

地方公共団体によりまして、個人情報の取り扱いがいろいろ違ってございまして、消費生活センターが主として担当する地方公共団体もあれば、いわゆる個人情報保護条例を持っている部局でございまして、総務部といったところが多いかと思っておりますけれども、そういった知事部局、条例部局が担当するところと両方ございまして、両方が協力してやるというところ、それぞれが消費生活センター部局、条例部局が専管的にやると、いろいろ分かれてございまして、そのデータベースをどういうふうにつくるかということは、これは国民生活局のお考えが我々と違ったということもございまして、ここで申し上げるのもなんですけれども、かなり難航いたしましたことは事実でございます。

ただ、それもどうやら調整が済みまして、4月からデータベースで運営をするというところまで持っていたところでございます。それが2番目でございます。

それから、3番目は消費者トラブルメール箱というのがございまして、これは3年前に、いわゆる特殊法人改革、独立行政法人に移行する前でございまして、特殊法人改革の中で、相談業務のうち、いわゆる直接相談、国民生活センターが直接相談を受け付けるという直接相談を段階的に縮小して、経由相談に特化せよと、こういう勧告とございますが、提言を受けたわけでございます。これは中核機能ということであれば、経由相談を重視すべきだろうということで、今ございます中期計画の中でも、経由相談の比率を5割以上にするというふうな、提言を受けてやったわけでございますが、それはそれとして、やはり国民生活センターとしては、リアルタイムで苦情を集める必要があるということから、私どものホームページ上、インターネットで苦情を書き込んでもらうというのを3年前に始めたところでございます。それが最近では非常に活用されているとございます。非常に注目すべき相談案件というものも出てまいりましたので、積極的に情報提供に活用しようと、あるいは事業者や行政当局とも連絡を取り合って、その是正に努めようということで始めたのが、16年度の後半からでございます。これはかなり有効に働き得るものとなっております。スタッフも拡充をして、これからも重視をしていこうと思っております。それが3番目でございます。

4番目は、最近の新しい社会を動かす力として、NPOが消費者問題でもかなり出来てきております。ということで、NPO、消費者団体等々生活問題にかかわる人たちとの情報交流の場所をつくらうということで、昨年の10月から情報交流プラザというのを品川事務所の中に作ったところでございます。毎月1回定例の勉強会を夕方とございますが、夜やっておりますけれども、昼間も自由に出入りしていただいて交流を深めていただく、ネットワークをつくる、あるいは勉強する資料を収集するというような場所をつくりまして、これも引き続き拡充して、活用をしていただこうと、こういうふうな思っているところでございます。

あと、もちろん経常的にやっているものたくさんございますが、それは数値目標との関係も含めて、後ほど川本の方から御説明を申し上げます。それが仕事と言いますか、業務の内容にかかわるところでござい

すが、もう一つだけ付言をいたしますと、いわゆる職員の意識改革と申しますか、労使関係と申しますか、そういう点で、やはり時代も変わってきておりますし、独立行政法人にもなったということで、職員の意識改革を進めているということで、給与に業績手当制度を導入しようということで問題提起をしていたわけですが、組合との関係でも合意に至りまして、本年度から段階的に施行するというところになるかと思っておりますけれども、今、準備を進めているというところでございます。

以上、私からはそういったポイントとなることを御説明申し上げます。引き続き川本から、個別具体的に御説明を申し上げます。

**○川本国民生活センター理事** それでは、私の方から個別に説明させていただきます。資料5の実績報告書、これは分厚いものですので、別添資料と分けておりますけれども、ページ数は通しで付けております。別添資料と申し上げるかもしれませんが、それは資料5の後半の部分でございます。

それでは、時間も限られていますので、基本的には資料6の横長の評価表をベースにして、逐次資料5等も参考にして御説明させていただきたいと思っております。

第一に、業務運営の効率化に関する目標でございますけれども、そのうちの予算と経費の効率的な執行の関係でございます。まず全体の予算と実績を比較していただくために、この資料5の方の11ページをお開きいただきたいと思います。この経費の効率的執行というのは、一般管理費と業務経費に分けて見るということになっておりますので、まず、11ページで一般管理費の予算を見ていただきますと、一般管理費というのは基準の15年度に比べて13%計画期間中に削減するということになっておりまして、16年度は約15億ということで、6,200万円の減、4.0%の減になっております。その中でも物件費は1,100万円、4.1%の減、人件費が12億4,000万円ということで、5,100万円の減ということでありまして、予算自体が相当削減されたわけでございます。それに対して実績の方が12ページの上の方の表でございますけれども、更に、その予算に対して一般管理費では、4,200万円の減ということで、2.9%の減となっております。物件費については360万減、それから人件費が3,900万円減となっております。

ちなみに13ページの方も引き続き見ていただきますと、業務経費の方でございますけれども、業務経費の方は15年度は10億だったんですけれども、16年度は10億9,100万円ということで、業務経費予算は全体としては6.6%増えたわけですが、既定分というのは、10億900万円ということで、1,400万円減でございますけれども、17年の4月1日から個人情報保護法が完全施行されるということで、その準備でデータベースとかをつくるということで8,200万円、これは新たな政策のための予算ということで増えました。したがって、業務経費の方の予算は、全体としては6,700万円増えたわけですが、実績の方はどうなりましたかと申し上げますと、結局、全体としては約10億円の決算額になりまして、全体として9,100万円予算よりも少なく済んだということでございます。既定分について4,200万、それから個人情報で8,200万円付いたわけですが、これはデータベースを作成するとき、国際競争入札等もいたしまして、予算よりも大幅に少なく済んだということで、4,800万円少なかったということがございまして、トータルとしては業務経費予算についても9,100万円の節約というか、減になっているわけでございます。これが全体の予算と決算の概略でございますけれども、そうした状況になっております。

この横長の1ページを見ていただきたいんですが、個別に見てみますと、ここの最初のカ

ラムの下の方でございますけれども、個別にもいろいろ削減、節約努力をいたしております。事務所の総合管理業務に関する経費を約 350 万円削減したり、消耗品についても見直したり、備品についても購入抑制等を図っているわけでございます。それから、2 番目のカラムの業務経費でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、9,100 万円の減でございますけれども、内訳といたしましては、電算機の維持の借入がでございますけれども、こういうものも見直しまして約 500 万円の減、平年度ベースでは 1,000 万円以上の削減をいたしました。

それから、「くらしの情報交流プラザ」の開設に際しましては、生活情報モニターネットというのがあったんですが、それを廃止して一部振りかえたりしております。それから、国際関係の業務につきましても、ニュースレターを、これは年 4 回から 6 回発行を増やしておりますけれども、印刷費とか、外注費の削減によって、逆に経費を減らしております。こういうかなり一つ一つの細かい努力もありまして、全体として経費の削減が進んでいるわけでございます。私どもとしては、自己評価を「A」にさせていただいております。

次に 2 番目のテーマでございます業務の効率化の関連、それから最適化計画の策定の関連でございます。

業務全般につきましては、私ども本文の 10 ページを開いていただきますと、特別顧問会議というのがございまして、外部の有識者の方に年に 2 度ほどお集まりいただいて、いろんな多面的な角度から御議論をいただいて、それを組織等にも生かすということを行っております。

2 番目に具体的には、4 月 1 日 16 年度の年度の初めに組織の大幅改定をいたしました。これは別添の方を見ていただきたいんですが、132 ページでございます。132 ページに基本的な考え方と 133 ページにフローチャートがついていまして、このフローチャートで簡単に説明させていただきますと、それぞれまず、部の名称等も変えていますし、中身といたしましては、総務企画部の中にあった企画広報課というのを企画調整課に改め、広報を独立の普及交流部と一緒にしまして、広報交流部という新しい名称にして、広報室を設けて、広報を更に重点的に行うということにしております。

それから、図書室があったんですけれども、これを情報資料館ということで名称も変えて、更に外部の専門家の方、研究者、あるいは学生等に大いに活用していただく。

それから、経理管理部につきましては、従来、経理課と会計課ということで決算と予算を分けておりましたけれども、経理課に一本化して、あと品川事務所の方は管理室をつくって管理するという形にしております。

それから、P I O - N E T 等を行っていた消費者情報部は、名称を情報分析部に変えまして、P I O - N E T の管理・運営、分析、更に国民生活センター全体の情報の L A N の管理、効率的な維持ということで、システム管理室を置いております。

相談部につきましては、直接相談、経由相談等に加えて、調査、研究等非常に関連が深いということで、従来調査、研究の方は総務企画の調査室とか、研修生活研究部もありましたし、主として 3 か所に分かれていたわけですが、これを調査室ということで、相談調査部において効率的に行うことにしております。

商品テスト部については、企画部門がやや弱体でありましたので、テスト企画室をつくっております。

研修につきましては、従来研修生活研究部ということで、研究も含めて行っておりましたけれども、教育研修部ということで、教育研修に専念することにいたしております。このようにして、半年後に機構改革を

行ったわけですが、独法の初期の状況も踏まえ、更に効率的に仕事を行うということで、16年度の当初に組織替えをいたしました。

次に最適化計画でございますけれども、最適化計画をつくるということで、これはやや率直に申しまして、何が最適化とか、非常にわかりにくいところがございます、その辺をまず関係部門で16年度は検討いたしました。

私どもとしては、この最適化計画なるものが政府の電子政府づくりの一環として出てきたものでありますし、そういうことを踏まえまして、最近のITの進歩を踏まえて、国民生活センターの仕事の中で、どういふふう最近の技術を生かして効率的に仕事ができるか。そういう観点から計画をまとめていくのがいいのではないかとということで、具体的には17年度に計画をつくるということにしております。ちなみに、この最適化計画というのは、当初、どの独立行政法人もつくるんですよというふう聞いていたわけですが、私ども調べ直しましたら、結局、経済産業省系の独立行政法人を中心にわずか数法人、4つか5つの法人の中期目標の中に最適化計画策定というのが入っていることが判明いたしました。そういうことで、そういう関係の機関等にも意見交換をしておりますけれども、この入ってきた趣旨が、今、申しあげましたように電子政府づくりの一環ということで、どの法人もそういう観点から計画をとりまとめるという方向で考えていると承知しております。

次に2ページの方にまいります。2ページは「消費生活情報の収集」でございます。その大きな柱が、まずPIONEERの運営でございます。PIONEERにつきましては、先ほど理事長からもありましたけれども、200万件近い苦情相談が全国の消費生活センターから集められているわけでございます。具体的な数値は本文の15ページに表を付けてございますけれども、これは統計のとり方で若干違いがありますけれども、16年度に登録したという意味では、もう200万件を超えている状態でありまして、年々急速に増えているということでございます。

大規模なデータベースの構築・運営、これを最新の技術情報等を収集して行っているということでございまして、第1カラムの方は、その情報収集でございますけれども、これは最近のいろんな状況を踏まえて、情報を収集しております。別冊の137ページから138ページに集めて、それを整理して報告書にまとめていますけれども、大部ですので、ここには全部付けられませんが、137ページのところには、その目次、138ページは更に詳細に、どういうデータを集めて検討しているかということを示しているわけでございます。

次に第2のカラムの「ホストシステムの見直し」でございますけれども、このPIONEERシステムのコンピュータのホストシステム、これも最近のいろんな状況を考えて、見直していこうということであります。ただ、16年度につきましては、その情報収集等はいたしましたけれども、ここにございますように、有識者へのヒアリング等を含めた検討というのは、この三位一体の関係で全体を17年度から国民生活センターが運営しなければいけないということで、そこに集中する必要がございました関係で、このホストコンピュータシステムの見直し検討は、17年度にしていくことにさせていただきました。

次に3番目のカラムで「相談入力項目に関する改善」でございますけれども、これは消費生活センターにもいろいろ調査をしまして、カード項目の簡素化について、その改善の方向をとりまとめ、それを実施に移しました。改善がかなりカードの次の直接入力とも関連して、やりやすくなってきたわけでございます。

次のパソコンを用いた相談カードの直接作成、直接入力でございますけれども、これも最近のパソコンの普及で是非進めていこうということで考えていたわけでございますけれども、このP I O-N E Tの全体を国民生活センターが運営するということが決まって、17年度から、それを行うということでありますので、それに合わせてやろうということで、これも相当短期間に準備をして行ったわけでございます。このカラムにもございますように、P I O-N E Tを直接入力するには、地方では一部東京都とか、大阪府でそれが始まっていたわけですが、そのやり方が東京都、大阪府でもシステムが違うわけございまして、全国でやってもらう、P I O-N E Tとして統一的にやるには、既に行っているところをまた変えるということは非常に非効率でございますので、東京都とか、大阪府のやり方も両方ともできる、そういうシステムを検討してわけでございます。それからあと、システムの端末の入札とか、それから直接作成の配備とか、そういうことを決めて、そして直接入力をしていったわけでございます。そのための研修も、ここにございますように4回開いております。そういうことで17年度の初めから行えるように、精力的に作業を行って整備を進めました。したがって、私どもとしては「A」の自己評価をしております。

次に一番最後の「電子版キーワードマニュアル」、これは今まで印刷媒体を電子版にして、各地のセンターにお配りしました。

次に3ページの方にまいります。冒頭の方は「消費生活相談データベース」、これのデータを最新のものにしていくようにということで、週に2回更新をいたしました。消費生活相談データベースというのは、それぞれの消費者、あるいは関心のある方が、自分がこういうデータをほしいと。住宅の敷金トラブルについて何件ぐらいとか、そういう個別に自分の知りたいデータを知れるようなシステムになっているわけでございます。

次に②の「消費者トラブルメール箱」、これはメールで直接意見を言うていただくものでございますけれども、まず、目標としては3,500件を上回る情報収集ということで、一部架空請求等も結構入ってきていることもございまして、16年度では約6,000件の情報が入ってきております。いろんな架空請求のみならず、IT関連のいろんな問題とか、あるいは最近のそういうパソコンとか、プリンターとか、そういうハイテク商品に対する不具合の苦情等も結構寄せられているわけでございます。

そして、このトラブルメール箱につきましては、年に4回その実績を公表するというので、それは公表しておりますが、ただ、統計的なデータだけでなく、その下のカラムにございましていろいろな問題点とか、事業者と折衝して、こういうところを直してもらおうようにしたとか、あるいはこういうふうを考えるべきだというようなことも含めて、情報提供をさせていただいております。この辺も本文の方には少し詳しく書いておりますし、別添の方にもデータを掲載させていただいております。

次に「国民への情報提供」でございます。報道機関等を通じた情報提供。これは20テーマ以上ということで、16年度は21テーマの情報提供を行いました。この情報提供というのは国民生活センターの業務の最重点の1つではないかというふうに考えられます。

4ページに、その具体的なテーマが書いてありまして、①の「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点」から⑳の個人情報の流失事故に関する調査までございまして、こういう情報提供は毎月1回以上開かれます記者説明会で説明して、そしてメディアを通じて報道されるという例が多いわけでございます。

この別添資料の154ページをお開きいただきたいと思っております。154ページには新聞の記事を、それぞれ代

表的なものを1つずつ載せさせていただいておりますけれども、先物の問題であれば、非常に強引な勧誘があって相当被害を受けている人が多いわけですが、そういう記事になっていますし、155ページには、ペットボトルの破裂による注意、それぞれわかりやすい形で情報提供をさせていただいているわけです。全国紙だけでも年間250紙ぐらいで報道されておりますし、テレビ、ラジオ等でも報道されておるところでございます。

その次に報道されるだけではなくて、具体的にそれが政策等にどう生かされているかということでございまして、これはほとんどのものが関係の機関とかに情報提供したり、要望しているわけでございます。本文の25ページをお開きいただきたいと思います。本文の25ページでは、この21のテーマについての概要と、それから要望を通した場合には、そのことについて記載しております。例えば、25ページの①の金融先物取引、これは情報提供ということで金融庁にもしていますし、これらが金融先物法の改正等にもつながっていったらいいわけでございます。それから、③の26ページの根拠法のない共済、いわゆる“無認可共済”と言ってございすけれども、これもいろんな被害が出てきたわけございまして、実情を調べまして、金融庁、あるいは金融審議会でその模様を説明いたしました。これらも保険法の改正につながっていったらいいわけでございます。

それから、その下のポケット通信というのは、利用明細書が来なくてお金の請求だけが来るということで、消費者は非常にわかりにくいということで、もう少しその内容を、課金システムについて周知徹底するように関係機関に要望しております。

それから27ページの⑤では、学習教材で途中解約ができない。これは法律的には特定商取引法でできるはずでございますので、その辺の指導が不十分だということで、経済産業省あるいは訪問販売協会等にも要望しています。このように各調査、分析につきましては、テーマに応じて、それぞれの関係機関に情報提供したり、要望を言ったりしまして、それが法律の改正、あるいは新しい法律の立案につながってきているところでございます。

次に5ページにまいります。5ページはホームページを通じた情報提供でございますけれども、ホームページの方は年々トップページに対するアクセス数も増えておりまして、平成15年度が月平均20万件でありましたところが、16年度は27万件まで増えております。内容、コンテンツ等も逐次充実しているところでございます。それからまた、いろんなアップ・ツー・デートに情報提供するというところで、昨年10月の中越地震に際しては、被災者用への情報提供もしております。

それから、2番目の携帯電話でございますけれども、携帯電話についてもアクセス数は急激に増えておりまして、15年度は月平均1.3万だったので、16年度は5万件を超えてございます。内容的には携帯電話ですから、スペースが限られていますけれども、ホームページに載せているものの中で、なおかつ、迅速に伝えるもの、重要なものについて簡潔に伝えているところでございます。

それから、次の「テレビ番組」でございますけれども、年の40回、「御存じですか 消費者ミニ情報」というタイトルの日本テレビの番組を通じて全国、地方の局を入れますと31局あるんですが、毎週5分間報道しております。

まず、アンケート調査で満足度を見ろということでございまして、これは80名の視聴者にアンケートをしまして、「4.6」の評価をいただいております。それからまた、アンケート結果から、その放送番組のテ

ーマ等を決めるときに、それも参考にさせていただいております、番組編成に反映させていただいております。15年度のアンケート調査は、主として16年度に生かし、16年度の調査は今後に生かしております。

次に6ページでございます。印刷媒体といたしましては、まず「くらしの豆知識」がございます。これは新書版を広げたような形ですけれども、年間20万部以上売れていまして、隠れたベストセラーではないかと思っておりますけれども、満足度は調査の結果では「4.5」、いろんな意見を取り入れて、豆知識の項目、あるいは特集を考えるときに参考にさせていただきます。

次のカラムの「国民生活」でございますけれども、これは月に3,000部以上、主として消費者問題の専門誌という位置づけでございますけれども、この満足度調査では「4.1」を得ておりまして、アンケート調査の結果でも毎月の特集テーマを考える上に参考にさせていただいておりますし、16年度では、消費者基本法とか、消費者被害救済と司法、そういうテーマをしたときに参考にいたしました。

それから3番目の「たしかな目」でございますけれども、暮らしと商品の情報誌ということですのでずっと発行してまして、現在、月2万部程度を発行しております、この購読者の満足度では「4.4」の結果が出ております。いろんな意見も編集に活用させていただいているところでございます。

次に6ページ一番下の「苦情相談」の関係でございます。国民生活センター自身が行っている苦情相談でございます、本文には45ページに1年間の件数等が出ておりまして、全体としては8,900件、大体毎年度9,000件ぐらいの件数でございます。そして、その中でも特に、専門家の配置、専門家を生かした相談を重視しなさいということで、目標が設定されておりますけれども、16年度は弁護士に来ていただいた日にちが97日、一級建築士が30日、自動車専門家が24日ということで、151日でございます。

そして、本文46ページにありますように、いろんな専門家の方から助言をいただいて、あっせん等を行っているところでございまして、そのテーマは46ページの上段の方に掲げております。

それから、7ページのところに、この本文の46ページと同じでございますけれども、専門家と連携してあっせんをするということで、どういうテーマであっせんしたかということが、ここに掲げております。個品割賦購入あっせん契約を認めない消費者金融業者とか、訪問販売で契約したのにクーリング・オフできない個人年金者、いろんなテーマがございますけれども、専門家の知恵を借りて解決しているわけです。

次に②の個人情報の取り扱い、個人情報の問題の方でございますけれども、1つはデータベースを構築するというので、個人情報のデータベースは、新たな予算がついたわけでございまして、内閣府の個人情報保護室が全体を統括しているということで、内閣府とも連携しながら全体のことを決めていったわけですが、8月末に基本的な方針が決まって、それから細かい仕様を考えていって、入札をしていったということで、入札は17年になってしまっていて、若干、どうしても時間がかかる面がございます。そして、データベース自身は少し年度を越えましたが、17年、今年の6月までには完成して、もう既にいろんなデータを入れております。最近のデータを見ますと、国民生活センターのデータベースに入ってきているのは、個人情報関係で今のところ約500件程度でございます。

それから、次に個人情報の関係の国民生活センター自身が苦情相談の受付をするということで、4月1日からの受付に備えて、いろんな準備をいたしました。スペースを確保するのはもとよりですが、相談を受ける専門の相談員の方を養成したり、それから、その次にありますマニュアルをつくって、そのマニュアルを十分咀嚼していただくとか、そういうこともやりました。マニュアルづくりの方は、その下の欄にご

ございますように、専門の委員会をつくりまして、精力的に会議を進めまして、マニュアルをつくりました。内容的には別添の206ページに示しているんですけども、法律の説明だけではなくて、実践的に現場で使えるような相談処理の手順とか、具体的な事例に即した対応とか、そういうのを重視して編集してまして、200ページを超える大部なものでございますけれども、4,000部つくって、全国の消費者生活センターとか、関係の市町村の関係の部署に配ったところでございます。そこまでが個人情報でございます。

私どもの方で、国民生活センター自身の個人情報の相談の受け付けというのは、4月から6月までですと、503件相談、あるいは問い合わせに答えております。

次に7ページの方の③の「地方センターへの苦情相談処理への支援」でございます。まず、経由相談の処理状況ということでございまして、経由相談は16年度国センの相談の中の8,900件のうちの3,767件ということで、比率的には42.3%になりました。そして、基本的にはアドバイスしていく助言が多いわけですけども、中には地方のセンターだけでは注意しにくいということで、共同で処理しましょうという共同処理、あるいは国民生活センターが全部、こちらに引き取って国民生活センターの責任において処理したものが28件ということになっております。事例の内容としては、そこにございますように、広範にわたりますけれども、例えば、移送としては、本人確認が不十分で未成年者が簡単に高額な決済ができてしまうオンラインゲームの問題等についてやっております、これらの事例と、その事例の処理がどうだったかということにつきましては、本文の51ページから54ページに事例と処理結果を例示的に掲げさせていただいております。

次に消費生活相談、地方への支援というか、国センの中核的機関としての役割の一環として、「消費生活相談緊急情報」を発行するというのがございます。これはいろんな事業者名とか、具体的にはっきり書いているものでございまして、毎月マル秘扱いで、こういう形で出しているものでございまして、16年度も毎月発行いたしました。

それから、その下にある「製品事故情報」、これは2か月に一遍でございまして、製品事故関係の具体的ないろんなトラブルとか、対処の方法とか、消費生活センターに役立つ情報を編集して発行しております。

次に9ページでございます。それらを総合して、中核機関としての業務運営状況、ですから、これにつきましては、経由相談を精力的に行わせるということと、今言った消費センター向けの情報を提供しているということと、あとその関連として、消費者契約法とか、PL法に関する訴訟の状況を取りまとめたり、いろんな情報提供をしております。

したがって、これらの点についても「A」評価ということにさせていただいているわけでございます。

それから、あと地方センターで情報がどの程度活用されているかということでございますけれども、これらのつきましては、本文の54ページにも書いてございますけれども、幾つかの消費生活センター等にヒアリングをいたしまして、その状況等を聞いておりますけれども、全体として、非常に有用で生かされているという声を聞いております。

それから、経由相談の比率は先ほど申しましたように、42.3%ということで、計画の最終年度には5割を超えるということでございますけれども、今のところ四十数%ということでございます。

それから、④の「消費者苦情処理専門委員会」、これは非常に複雑で高度に法律的な判断が要するような事案について、専門委員会で御議論いただいて、理事長に助言をしていただくということでございまして、

16年度は2件について情報提供いたしました。1つは「自動車販売業者の倒産にかかわる消費者トラブル」、もう一つは、「携帯電話端末の交換に伴う有料コンテンツの引き継ぎトラブル」、要するに、有料コンテンツが引き継がれないということで、消費者が不利益を受けるものというような問題でございます。この点につきましては、消費生活センターに情報を提供するだけでなく、電気通信事業者等についても要望、文化庁にも情報提供をいたしました。

この中期計画では、年に4件以上情報提供をするということでもございましたけれども、私どもいろいろ努力はしたんですけれども、結果的には2件ということになってしまいました。目標の4件というのは、多分4半期に一件ぐらいのケースでできるのではないかとということなんでございますけれども、本文57ページに書いてあるんですけれども、適切な案件がどれだけあるかということ、一つ一つきちっとやるには、それなりに時間がかかるということで、なかなか当初の想定どおりには正直言っていっていないところがございますけれども、今年度につきましても、新たに中古自動車の解約料の問題について審議いただいて、近々結論が出る予定でございます。

その結果が地方に生かされているかということで、これは苦情処理専門委員会で、小委員会で御議論いただくわけですが、その結果は地方の消費生活センター等にお送りして、現場で役に立っているという声を聞いております。

次に⑤の苦情処理・紛争解決の総合窓口機能の整備、そのための検討ということでもございますけれども、ADRの重視が言われていて、ADR基本法が昨年の12月に成立しているわけで、それらを踏まえて、ADRというのは消費者トラブルだけじゃなくて、司法全体にかかわることでもございますので、私どもの守備範囲は消費者トラブルにかかわる総合的窓口機能の発揮ということでもございまして、16年度は関係部局で少し議論しました。そして、17年度にはそれらを踏まえて、ホームページ等で消費者トラブルのADR関係の情報を整理して情報提供するという方向で進んでおります。

なお、ここにもございますように、司法ネット、日本司法支援センターも独立行政法人として1年後発足するわけでもございますけれども、そういうところとも連携を図っていく必要があるということで、意見交換等も16年度いたしました。

次に10ページでもございますけれども、関係機関への情報提供。その中でP I O-N E Tの関係では、P I O-N E T推進ということで、P I O-N E Tにかかる情報を整理して毎月提供するというでもございます。「P I O-N E T通信」についても発行して必要な具体的な2番目のコラムにもございますような、いろんなキーワードの定義上の問題とか、注意事項等について書いて情報提供をいたしました。

次に真ん中のコラムにある情報提供するに際しての、情報漏洩防止策について検討するということでもございまして、この点については、個人情報保護法の制定と同時に独立行政法人についても個人情報保護の法律ができて、それに基づいて、規定を整備するということがございます。個人情報保護の規定をつくりました。その中に遠隔地にあるシステムのアクセス数も含めて対策基準をつくっております。

次に大きな②の行政機関等への情報交流と情報提供でもございますけれども、その中の①の行政機関への情報提供でもございます。16年度は国会から96件、内閣府139件、経済産業省103件、全体としては635件の要請があって、それに対してP I O-N E T情報等を整理して提供しているわけでもございます。

こうした情報は、それぞれの行政機関の行政運営に役立っているわけでもございますし、経済産業省は特に

16年度多いわけですが、特定商取引法の違反の行政処分に相当貢献しているものと思われます。別添の218ページをお開きいただきますと、そこに経済産業省の処分内容が出ているのでございますけれども、その中でも、国民生活センターが情報を提供した関連の深いものを掲げております。222ページには平成16年度で経済産業省が特定商取引法絡みで40件の行政処分をしていますけれども、私どもの情報提供と関連しているのは、少なくとも10件以上はあるものと見られます。

それからあと、この関係行政機関、あるいは政府の審議会、あるいは政党等にもいろんな情報提供を求められて、その都度、会議等にも出席して実情を伝えているところがございます、そういうものが法律の改正につながっているわけでございます。外国為替、先物金融取引の関係とか、あるいは架空不当請求、そういうものの対策、対応にも大変役立っております。

次に法令に基づく情報提供ですが、裁判所、警察、弁護士会の情報提供というのは法律に基づいているわけでございますけれども、16年度は全体で203件の照会がございました。15年度が166件ですから、かなり増えております。その中でも弁護士会が一番多くなっております。これらは訴訟等、あるいは司法警察の関係で、この情報が相当生かされているわけでございます。

次に消費者団体との情報交換でございます、まず消費者フォーラムを私たちやっておりますけれども、これに関する目標というのは、想定参加割合で示されておりますけれども、実参加者が654人ということで、想定を上回っております。

次に11ページでございますけれども、そのフォーラムの内容がそこにあるように、分科会形式で46のグループが発表し、意見交換を大変熱心にしたわけでございます。それから、満足度は「4.8」の評価をいただいております。

次に事業者団体等の意見交換ですが、年4回以上ということで、16年度は5回行いました。1つは消費者団体との懇談会、これは全国の主な消費者団体と意見交換をしまして、あと事業者団体系ではJ A R Oという日本広告審査機構、それから生命保険協会、損保協会、それから日本訪問販売協会と意見交換をしています。

どういう意見交換をしたということですが、11ページの一番下で、例えば日本訪問販売協会ですと、連鎖販売の対応とか、個人情報の対応とか、あと自主ルールを訪販協はつくっているんですけども、高齢者とか、判断不十分者に対する対応等が明確でないということで、いろんな要望を会議の場でもしております。

次に情報交流プラザの活用でございますけれども、これは10月1日にオープンするということで、10月1日にオープンいたしました。そして10月には記念のシンポジウムをやりまして、あと毎月1回のペースで研究会等を開いてきておりまして、本文には、このプラザの68ページには全体の配置図とか、あるいは別添の223ページから227ページには、毎月そのプラザの活動状況を簡単な通信にして情報提供をしております。その内容を添付いたしました。

次に(5)の「研修」の方に入らせていただきます。研修につきましては、16年度は58の研修を行いまして、延べで1万人以上の方が参加しております。それぞれの研修、これは大分細かくなりますけれども、研修と参加割合、テーマ、参加した人の意見、それを順番に整理しております。地方公共団体の職員を対象とする研修は4コースやりまして、平均的な参加率は115.25%ということで100を超えておりまして、テーマはそれぞれの必要なテーマを、この12ページの下欄にございますように行っております。

それから、13 ページは参加者の評価で平均すると「4.4」、それからいろんな意見がございますけれども、概ね参加者は役に立ったという意見が多いですけれども、もっと講義時間を増やしてほしいとかの要望もがございます。

それから、14 ページの方は消費生活相談員を対象にした研修でございまして、34 コース実施ということで、これは35 コース実施をいたしました。そのうち、地方で開催したのは18 コースということになってございます。

15 ページは、その参加率で夏に四、五週間やる長い養成講座の参加率98%、それから専門・事例講座が131%、実務研修が107%ということでございます。あと以下大体100を上回るのが多いわけです。

それから、16 ページの方は、それぞれのコースのテーマ、主たるテーマでございます。17 ページはそのアンケート調査が満足度でございまして、若干のばらつきがありますけれども、「4」を超えております。それから、意見もわかりやすいとか、役に立つという意見が多いわけでございます。

18 ページ、これは生活大学移動セミナーということで、地方都市で開催しているものでございます。これも3日間の研修でございまして、参加率も中には100%を下回っているものもございまして、概ね100%を上回っております。

19 ページは、そのテーマと満足度、満足度は大体「4.6」ぐらいになっております。

それから20 ページは企業を対象とした研究、それは3回やりました。参加率も1つは83%ですけれども、あとは100%を超えています。それから満足度も平均すると「4.5」程度になっています。

次に21 ページは消費者リーダー研修、これは消費者のリーダーを対象にということ銘打っているんですけども、皆さんそういう方はお忙しいのか、想定参加者40名だったんですけども、実参加者22名ということで大幅に下回っております。ですから、自己評価としては「C」を付けております。

それから、相模原市と共催で研修とか公開講座をやるということで、これも行いました。満足度は「4.2」であります。

それから、教育関係の研修ということで、学生さん、あるいは教員の方の研修を行っています。これはただ、国民生活センターだけでやるのではなくて、日本消費者教育学会と共催したり、あるいは消費者教育支援センターと共催して行っております。大体参加人員は予定の人員を満たしておりますし、満足度も1つは今回とっていないわけでございますけれども、もう一つの方は全体としては「4.5」ということで高い評価をいただいております。

次に22 ページの真ん中のところで、「研修等の派遣元の意見」ということで、これも幾つかのセンター等に意見を聴取してございまして、その内容は本文の84 ページに書かせていただいておりますけれども、概ね、「国センの研修に参加するとよい講師の講座が聞けるので、相談員としての自覚意識が更に高まり、また頑張るぞという気になるので感謝している。」、「国センの研修は役立つと思っているので、これからも相談員を派遣することを考えている。」、「受講すれば、相談解決の現場で着実に役立ち、新しい知識を習得できるので、今後も続けて派遣していきたい」というような意見が聞かれております。

それから、研修の参加者からは、時間とか、時期とか、講師とかを工夫してくださいというような意見も出てございまして、なるほどというものについては、それを取り入れて改善しています。本文の方の83 ページに具体的にどういふふう改善したかということも書いております。

次に消費生活専門相談員の資格試験でございますけれども、これは毎年行っておりまして、16年度は申込者が780名、合格者が181名、合格率は4人に1人ということなんですけれども、これは全国で試験をやっておりまして、できるだけ地域で多くということで、目標では18か所ということでしたけれども、実際は15か所で実施しました。というのは、余りにも受験者が少ないところは、御本人の了解を得まして、隣接の会場で受けていただくという形にしました。もちろん、1人でもやるという考え方もあろうかと思っておりますけれども、資源を有効に活用するという意味では、何らかの基準を設けた方がいいという判断に立って行いました。その考え方については、86ページに書いておりまして、受験者が10名以上あるところで行うということを考えました。

次に商品テストの方でございます。評価表では23ページ以下でございますけれども、商品テスト、原因究明テストと問題提起型テストという2つ分けて行っておりますけれども、原因究明テストは各地の消費生活センター等から原因を探るためにやってほしいということでございます。まず、テストを行うに当たって、テスト技術の向上のため研鑽を図って期間の短縮を行うという目標がございまして、技術の向上に関しましては、職員にいろんな研修の機会を設けて、いろんな研究所とか、テストのための技術向上の講座等にも参加させております。そこにございますように、①の金属・プラスチックの破断面の解析方法、それから評価方法、いろんな一つ一つの分析をやるための技術を磨くということでございます。結果的には、テスト期間については、15年度は108日だったんですけれども、16年度は85日で大幅に短縮しております。16年度は、検体などの関係で1年間ぐらい長くかかるというような事例の原因究明テストがなかったこともございます。そして、全体の件数は45件以上ということで、16年度はちょうど45件でございました。テーマはそこにありますように、「すいとんの粉でつくったドーナツの破裂」から45番の「ユニットバスの手すりの折損」まででございます。

次に24ページは、地方の消費生活センター等でブロック会議とか、全国会議を開いて、技術の向上を図るということ、いろんな意見交換をするということで、これも全国のブロック会議、それから商品別の技術・評価会議、これは11月に行っております。それから技術相談に応じていくということで、これも16年度いろんな相談がございまして、それについても積極的にお答えしております。

それから②の問題提起型テストは12件、毎月1件のペースで行って来ました。1番のベビーカーの安全性、それから12番の防犯ガラスの性能まで行っております。

25ページは、これらについての結果の情報提供ということでございますけれども、これにつきましても、先ほど21件の情報提供ということで新聞記事を見ていただきましたけれども、同様に別添の171ページから記事を付けさせていただいております。ベビーカーの安全性とか、173ページの飲み残しのペットボトル、メリーロートの入った食品等々、このテスト結果がわかりやすい形で報道され、消費者の啓発にも役立っているところでございます。

それから、なおかつ、いろいろな機関に要望等を行って、製品等の改善も要請し、現に改善が進んでいるわけでございます。本文の91ページをお開きいただきたいと思っております。本文の91ページ以下は、それぞれの問題提起型テストの概要と要望、効果等ということで、結果をどういふところに要望し、どういふ効果があったかということ整理しております。

92ページの①の「ベビーカーの安全性」でございますと、子どもがそこにはさまれてけがをするというこ

とで、警告表示の改善とかをメーカーがすることを約束いたしましたし、関係の団体も会員に周知徹底するということを言っていますし、同じような形でいろんなテスト結果を関係の業界、あるいは関係の行政機関等々に伝えております。そして、改善が見られております。時間の関係で個々の説明は省略させていただきたいと思います。

それから、次に（7）の「調査研究」でございます。少し大きいテーマで掘り下げて現状と課題を整理して、問題提起をしようというのが、調査研究部門でございますけれども、16年度は4つのテーマについて調査研究しております。訪問販売業界の自主ルールとか、美容医療の消費者被害、子どもの個人情報にかかるとのトラブル、グループホームにおける消費者問題でございます。これらについては、それぞれの研究に際して、通常研究会をつかって専門の先生に入っただいて、議論を進めて報告書をまとめていく。そういうスタイルをとっている場合が多いわけでございます。

具体的な調査結果の内容のエッセンスは本文の100ページ以下に書いてございます。そして、ここでは中期計画では外部の有識者からの意見を求めて評価していただくということでございますので、今年の3月に評価会合を開いて、ここにございます阿部先生、原先生、坂東先生、御船先生、4人の方にお集まりいただいて議論をしていただきました。その結果を評価表ということでまとめていただきました。

全体としては5段階に換算しますと、「4」は上回っているものと見られます。基本的に調査研究の目標とか、成果とか、ニーズとか、概ね良好な評価をいただいたところでございます。詳しくは本文及び別添資料の一番最後に、評価委員の意見が245ページから247ページに出ております。

それから、テストの関係で申し遅れましたけれども、このテストの方も評価委員会がございまして、専門の方々にいろいろ評価し、助言をいただいているわけございまして、別添の243ページの商品テスト分析評価委員会の名簿がございます。自然科学系の先生方が多いんですけれども、法律関係、消費者問題に詳しい方にも入っただいておりますし、244ページには16年度は29回会合を持ってございまして、それぞれのテーマで御議論をいただいで、具体的にいろいろ助言をいただいているわけでございます。助言の内容につきましても、本文の96ページから99ページに、それぞれの助言の内容について書いてございます。

例えば、96ページの下から2番目の洗濯機の実使用性のような問題ですと、運転時間の問題とか、衣類の種類とか、いろんな専門的なアドバイスもいただいているわけございまして、これも膨大な指摘でございます。詳細は省略させていただきます。

次に26ページでございます。予算でございます。予算については、後刻、財務諸表の説明と重なりますので省略させていただきます。最後の28ページでございます。28ページにつきましては、人事に関する計画ということで、まず業務運営の効率化、常勤職員の増加抑制に努めるということが掲げられてございまして、その方向で行っております。

それから人員の配置につきましては、先ほど機構の改革を行ったわけですが、新しい室、課もできております。そういうのはニーズがあるところに室、課をつくったということでございまして、そういうところには重点的に配置するとか、工夫をしているところでございます。

それから、職員の研修については、いろいろ外部でやっている研修もございまして、そういうものに参加させておりますし、私ども消費者問題のいわば最大の研修機関ですから、職員、特に新人等が入った場合には、相談員の方とか、行政職員が参加する研修にも参加させて、知識、技術を向上するように努めている

ところでございます。

②の「人員に係る指標」、これは年度末の常勤職員数とは116人としています。ただ、誕生月の退職ということができますので、3月31日になるとかなり減って、4月1日になると新人が入ってくるということで、116人というのは、ちょっと実態と離れていますので、年度末定員に換算すると120名ということになります。

それから、退職時期の問題でございますけれども、これは従来、定年の月で辞めるというのは、年金等が大体その退職月ということで組み立てられていたし、また職員の多くもかつては、そういうのを志向していたくらいがありますけれども、それから途中の月で辞めても業務に支障がないように、定年ですから、年度の初めにわかりますから、仕事を組み立てているわけでございますけれども、年度末の方が何かと業務を計画的にやりやすい面もあろうということで、周知期間もございますから、平成17年度から年度末の定年退職ということで、そういう方向で詰めていくところでございます。この長い表の概略の説明は以上にさせていただきますきたいと思います。

この実績報告書の方は、昨年は割と私どもとしては、簡素にして要を得たということで、割と短く表形式でまとめたようなものが多かったと思いますが、今年はできるだけ詳しくというお話もございましたので、詳しくさせていただいております。それからまた、その他、法人の長のリーダーシップ等についてもわからないという御指摘がありましたので、文章としても加えさせていただきました。非常に駆け足で恐縮でございますけれども、以上でございます。

**○山本分科会長** 大変膨大なデータにつき簡にして要を得た御説明をいただきましてありがとうございます。皆様から御質問をいただきたいと思いますが、最後の御説明で年度末定年への移行が、平成17年度からとおっしゃいましたか。

**○川本国民生活センター理事** いや、18年度です。

**○鎌谷国民生活センター理事長** 言い間違えたんです。

**○川本国民生活センター理事** そうですか、失礼しました。18年度です。

**○山本分科会長** どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明を受けまして、委員の皆様から御質問等がありましたら御発言いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**○大森委員** よろしいでしょうか。業務実績報告の資料5の方の6ページに新しい組織図がありまして、これにできれば、前と後でそれぞれの新しい部門に何人が張りついているかという数字が入っているデータをもらえませんか。要するに、これだけいろいろニーズ、先ほどの御説明のニーズに偏りというか、膨らんできているから、柔軟に人の配置もいるのだけれども、それなりに専門化している部分もあるでしょう。テスト部とかね。そうそう融通が効いて、あちらこちらに行くわけじゃないけれども、ここは実施部隊だからできるだけ、法人の本来目的が実現できるような人員配置が望ましいですね。したがって、管理部門は最低限にして、実際に業務を遂行する上での人員配置が望ましいと一般的に思えるものだから、組織図に人員の数が入っている資料を提出いただいて、前と後でどういうふうに変ったかというのを知りたい。

それと同時に細かいことなんでしょうけれども、最後の方で理事のお話があったように、ここは60歳で辞めていくということが事前にわかっているんでしょうけれども、この年で結構ですから、どこの人がいつやめたか。それでその後の仕事はどうしたかということがわかるようなものがほしいんですけどね。恐らく、改革して

いくわけですから、18年度からはちゃんと年度ごとに始末をつけるということになるのではないかと思います。ですけども、どういうふうにされているかということを知りたい。

それから、全体としては非常に世間で注目してしまっていて、私もテレビや新聞で頻繁に国民生活センターが寄与しているということを見ているんです。それで外に対していろいろな情報を提供するときの手法というのはいろいろあるんですけども、どこかで記者会見なんかされているんでしょう。記者会見をされるときはどこでやっておられるんですか。品川でやるんですか、それとも相模原でやるんですか。

**○川本国民生活センター理事** 品川事務所です。

**○大森委員** 品川事務所です。前にもちょっとお話ししているんですけども、ここの5ページだと所在地が2つ並列で並んでいるんです、こうやって。普通の人から見るとわからないように。相模原が本部なんでしょう。東京と相模原の役割分担と職員の配置みたいなこともわかれば知りたい。それから理事たちは、どちらにお出でになるかも知りたい。

これは細かいことですけども、普通の公務員の行政学的に言うと、当然ながら、東京と相模原で勤務すると調整手当が絶対違うはずなんです。僕らが普通見ると相模原が本部だから、理事たちは全員相模原に勤務していると。幹部職員の相当部分は全部相模原に勤務していると思っているんですけども、それがわかる資料がほしいんですけども、提出いただけますか。

**○藤村国民生活センター理事** 昨日大森先生の御要望は伺いまして、それなりの資料の準備はしたんですが、最初におっしゃいました組織改革の前と後との関連だとか、それから相模原と東京事務所の明確な区分だとか、そこところがちょっと要望にお答えできるような整理ができていませんので、きちっと整理して資料として出させていただきます。

**○大森委員** 多分、民間、NPOの人たちのプラザみたいなものは、品川の方が便利ですよ。そうやって皆交流する場面では。ですけども、皆さん方の業務そのもののウェイトというか、中心はどこにあるかわからない、私には。前から気になっていて、前にもその話をしているんですけども。

**○川本国民生活センター理事** 後で詳しくもう少し説明したいと思うんですけども、端的に申しますと、まず職員の数というのは、相模原が4とすると、品川は6です。大体6対4の比率になっています。本部だから本部にいなければという御意見もいただいたんですけども、私どもは仕事の実態に即して、いかに仕事を円滑に効率的にやるかということが大切であって、どこの場所にいるかということじゃなくて、その内容、仕事がどれだけできるかということに重点を置いて考えるべきではないかというふうに思っているんです。

それで詳しくお話をするとあれなんですけども、相模原事務所と品川事務所があるわけですけども、沿革的には商品テスト部が相模原にできたわけです。竹下内閣のときに、政府関係機関の首都機能移転の一環で、23区から本部を移すという方針が出て、それでどうしようかということでもずっと来たわけですけども、国民生活センターの場合は、品川に事務所があって、それは品川の税務署と合築になっていたりで、土地が非常に複雑な権利関係になっていて、それを売って新しいところということは簡単ではないですが、当初は横浜市が候補地ということで、横浜市に本部を移して、そこへ行ったらどうかということで、政府の公式文書にも候補地ということで上がってきたわけですけども、結局、それを移転するには費用がかかるわけです。それをつぐなうような財源は到底出てこないということで、結果的には相模原を事務所にするわ

けですけれども、品川の東京事務所を適切に使って、全体としていい仕事ができるようにということで最終的に決着というか、決定したと。独立行政法人になる機会に事務所を定めるときに、相模原の方を主たる事務所、品川事務所を従たる事務所ということで登記して、そして行ってきたわけです。独立行政法人になったときの資産の評価でも、品川土地というのが、もちろん評価されて、こっちの方が当然金額的には多いわけですね。全体として九十数億ということになっていまして、そういうことで、私どもは形式的にどこに本部があるかということじゃなくて、どれだけいい仕事ができるかと、そういう観点からやるべきだというふうに考えて、そういう方向でやってきているわけです。

**○大森委員** それじゃ移転したことにならないよ。相模原に移転したことにならないじゃない。

**○川本国民生活センター理事** 移転の定義にもよるんですけれども、それを登記上、主たる事務所で、本部ということになるわけですけれども、どうやってそれを有機的に使っていくかということだと思えます。

**○山本分科会長** ちょっとここで議事の整理で御相談したいんですが、ただいま問題提起があり、川本理事、藤村理事からお答えいただいた件につきましては、国民生活センター東京事務所の経費につきまして、前回、大森委員の方から御質問がございまして、本日、そのことについて議題6の「その他」のところ資料を御提出いただき、質疑をお願いしたいと考えております。ただいまの御質問は当然、議題4の「平成16事業年度業務実績報告について」と関連して提起されたものだと思いますけれども、とりあえず、ルーティンワークの方のこちらの横長の資料6についての個別の問題を検討させていただいた上で、最後に、東京事務所の経費の問題と、今の問題提起を総合的にそこで御審議いただくということで、よろしいですか。

**○大森委員** 結構です。続いてあと2つあるんですけれども、この中のことですけれども。

**○山本分科会長** では、お願いします。

**○大森委員** これは小さいというか、欄の記述のことだけれども、この22ページですね。22ページの左から2つ目の箱に「研修コース毎に受講者にアンケート調査を実施し」と、ここに記述があるでしょう。これはダブって書いてありませんか。22ページの左から2つ目の箱、縦の箱に「研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し」とございます。この記述、ここは要らないんじゃないですか。このラインだけで、これ全体にかかるんじゃないのかな。そうしないと右側にそれがないから、全体にかかる記述じゃないかな。

**○川本国民生活センター理事** そうでございますね。失礼しました。

**○大森委員** 全体にかかる場所に書いてあれば、それで済むんじゃないかな、削除してもらっていいんじゃないかと思ったんだけど、どうだろう。

**○川本国民生活センター理事** 学校関係の研修だけでなく、全体という意味で。

**○山本分科会長** ただいまの御指摘は評価項目ということでありますので、これは国民生活センターの方が設定される事項ですよ。16年度の評価項目として。

**○川本国民生活センター理事** 私どもとしては、このすぐ上の話で、全体にかかることを書いたつもりなんです。

**○大森委員** 12ページを開けてくださる？ 12ページのところにそういうふう書いてあるから、どこかでパソコンをいじるときにこちらに動いたんじゃないかと思ったんだけど、違うかな。多分、そういうことじゃないかと思っています。もう一度ちょっと確かめて。

**○山本分科会長** それは御確認いただいて、正確にさせていただくようにお願いします。

**○大森委員** それから、もう一つですけれども、ちょっとこれは議論になるかもしれませんが、例の経由相談ですよね、都道府県との。5割を超えるというのが期末期の目標になっているんですけども、先ほどの説明だと、最初からあの比率を疑問視していて、あれは何だと。何でこんな数値が出てくるのかと。国民生活センターが直接いろいろ苦情に対して対応して、処理するという機能だって、すべて経由相談が5割を超えなきゃいけない。皆さん方の努力で4割を超えているから、近づいているようにも見えるんですけども、この立て方そのもので、何を聞きたいかという、それも前から疑問視していて、今回、これで評価せざるを得ないんですけども、ということは、ほかの項目の幾つかについて、そうなんですけども、結局のところ、国民生活センターでいろいろ事業実施をしていくと、緩やかに政策に関わるようなことも出てくると、当然ながらいろんなことで。そうすると、この仕事を行ったり、ここで新しいことをやるときに、私の質問は国民生活センターは、独立行政法人になったから、もっぱら実施事務をやるんだと言っているけど、こうやっていろいろ事業を展開するときに、国民生活局と具体的に相談したようなことが、この項目の中にあるんだろうかというのを、ちょっと聞いておきたいんです。これは全体にかかることなんですけど。ほとんど何も相談しないで、この1年間実施ができたんだったら、それでいいんですけども、あるいはそうしていると皆様方の方からいろいろ疑問が起こるでしょう。全体の成績にかかわることであるから、そのときはどういうふうにされているのかなというのが、さっきの経由相談事務もそうじゃないかと前から思っていたんですけども、そういうことをちょっとお聞きしておきたいなと思って。

**○川本国民生活センター理事** 新しい業務については、特に個人情報保護にしてもP I O - N E T に関して、いろんな形で相談することは非常に多いわけですね。そうではないと全体としてうまくいきませんから、国民生活センターだけがやっていることではありませんので。ですから、そういうことでいろいろと相談し、連携していくことはありますけれども、個々の目標についてとの関連ですと、これはどうかなというのは、実際やっている中では、どうしても出てくるわけですけども、差し当たりは数値目標なんで、数値目標を達成されていなければしょうがないのかなということで、「C」とか一部付けているのはございますけれども、目標の合理性というような観点から見ると、ややどうかなというのはあるわけですね。

それから、先ほど大森委員が言われたように、経由相談に特化していくんだというのも、最終的にはそれに特化ということは、直接相談はゼロにしろということになるでしょうけれども、中期目標では差し当たり半分ということになっているわけですね。率直に言って、それは40%、50%で違いは出てきますけれども、限られたリソースの中で何を重視してやるかということで、経由相談が5割なら5割という目標があれば、それに徐々に対応することができるわけです。ただ、若干矛盾していると思うのは、個人情報保護が出てきた場合に、国民生活センターが直接相談を個人情報保護の関係でやりなさいというふうに閣議決定文書に書いてあるわけですよ。だから、現にやっているわけですけどね。そうすると、それはまさに直接相談なんですよ。もちろん地方の消費生活センターとか、あるいは知事部局もやりますけれども、だから、必ずしも整合的に物事とか、目標が立てられているのかなという、若干の疑問はあるんですけども、それはそれでということで、与えられたことはやっていかなければいけないというのが現状で、目標についても、私ども多少なりとも意見はありますけれども、それは差し当たりは決まったものとして考えざるを得ないのかなと。少なくとも中期計画において。

○大森委員 わかりました。

○山本分科会長 中期目標及びその背後にある計画は、国の方がお決めになったことですので、私どもとしては、国民生活センターの御意見などもこの場で伺いながら、何か分科会として、あるいはこの上の委員会として、この問題について提言なり、意見があれば、それをまとめる際の参考にしていただくという趣旨のやり取りであったかとは思いますが。これにつきましては、この分科会発足以来、そういった問題についても問題提起がなされ、若干のやり取りがなされていますので、またいずれ、そういった問題が浮上してくれば御検討をいただくということになるかと思えます。

ほかに何か御質問、御意見はございますか。

今の点に関連してですけれども、50%という数字は個人情報保護についての案件が入る前に決まった数字ですよ。その場合の50%の計算というのは、全体を込みで見るという理解なのか、それとも後で、個人情報保護については直接相談を受け付けよという、そういうことがなされる前に決まった数字ですので、そこは別枠にして計算するということになるのか、そのあたりはどのような認識で。

○川本国民生活センター理事 それはもう後から決まって、別の問題だというふうに理解しているんです。それから、42%とかという計算にも、個人情報の関係は入れていない数字になっています。

○山本分科会長 そういうことでよろしいんですか。

○山田大臣官房審議官 これは何か具体的な決定があるわけではありませんけれども、ひとつそういう判断で評価をするということはある得ると思えます。後から出てきた話については、外して評価することもあるし、それについては、また違う御意見をお持ちの委員の方もいらっしゃるのかもしれませんが、私の方として、評価に関して入れろ、入れないという指示はしてございません。

○山本分科会長 ということだそうでございます。ほかの委員から何か御質問、御意見ございますでしょうか。

○大森委員 すみません。今日2回目なので、去年もやっているからわかるんだけど、できれば一覧表を書くときに実績報告書、例えば、ここは主として、この記述は本文で言うとなんページに当たっているかというページ数をどこかに書き込んでくださると、やや親切ですね。聞いていない、仮に欠席した人がうちに帰って読むときに、ここは何ページにこれが関係しているかということも記述されていると読みやすいんですよ。だから、今日御報告でそういうことを川本理事おっしゃっているから、別添資料は、この中に何ページと入れておいてくださると、とてもわかりやすいんですけどね。お願いなんですけど。

○山本分科会長 それは次年度からということでしょうか。それとも今年度から。

○大森委員 今年度報告を受けましたから、全員おられるから大丈夫だと思うんですけど。

○山本分科会長 では、次年度からということですか。

○大森委員 次年度からもっと親切にページ数を入れてくださいますか。

○山本分科会長 ほかに御質問、御意見ございますか。長岡委員、今回初めて御出席ですけれども、何か説明を伺っていて、わからないこととか、そういうことがございましたら御遠慮なく質問していただければと思います。

○長岡委員 結構です。

○勝見消費者調整課長 事務局の方から1点お願いがありまして、今日の議事次第の配布資料の参考資料と

して、皆様のお手元にお配りしているんですけれども、前回の分科会で15年度の業務実績評価について、当分科会から総務省の評価委員会の方に国民生活センターの15年度評価についての報告を行っておりますがそれに対して総務省の評価委員会からの意見というのが4点出ております。

**○山田大臣官房審議官** 参考資料という資料が通し番号の資料の後に、資料10の後に入っていると思います。参考資料として、評価委員会からの内閣府評価委員会の文書、それから、その後に「意見への対応状況」が出ております。

**○勝見消費者調整課長** 総務省の政策評価独法評価委員会の委員長から、内閣府の大森委員長宛に、15年度の評価報告に対する総務省の委員会からのコメントという、その資料でございます。その中で4点指摘されておまして、トラブルメール箱の件と『くらしの豆知識』等の国民生活センターの出版物、あるいはテレビ番組に対する評価の仕方、それから、財務内容について予算の計画と実際との対比の上で評価すべきであると。

それから、もう一つは、国民生活センターだけに限らないんですけれども、独立行政法人の中で国家公務員に比べて給与水準の高い法人がいくつか見られるということで、三つ目までは今までの説明の中で概略、ある程度触れていただいたと思うんですけれども、給与水準については、ちょっと御説明がなかったと思っております、当分科会としては、総務省の評価委員会からのコメントに対してフォローアップするという必要がございますので、給与水準について、国民生活センターからご説明いただけますでしょうか。

**○藤村国民生活センター理事** 今、課長の方からお話のありました件なんですけど、昨年から総務省の方で独立行政法人の給与水準について、国家公務員と比較して、どのレベルにあるかということ調査した上で、ラスパイレス指標という形で公表することをやっております。昨年、初めてそれを公表されまして、今年度も7月の段階で一応の調査データというのは出ています。最終的に恐らくマスコミ等に公表されるのは、7月の末ぐらいに、多分総務省の方から公表されるだろうと思いますが、もう既に、その数値等はわかっておりますので、国民生活センターについて簡単に御報告をさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、国民生活センターの職員を年齢別にずっと積み上げていって、それで国家公務員の同年齢の人との比較の中で、どの水準にあるかということの数値化するという形になっておまして、国民生活センターの今回の数値は、国家公務員を100とした場合に、125.4というのがラスパイレスの数値となっております。

もう一つは、いわゆるほかの法人、つまり、独立行政法人全体をベースにして、それとの比較で見ると、117.1という数値が出ております。このことにつきましては、昨年も国民生活センターの場合は、124.6という数値になっておまして、少なくとも公務員と比べれば、高い給与をもらっている形になるわけですが、ただ、国民生活センターの現状を申し上げますと、事務局が東京と相模原市と、まさに2か所しかございませんので、都市部に位置していることが1点ございます。

それからもう一つは、国民生活センターの職員の学歴が非常に高いという状況にございまして、今年の4月1日現在の在籍者の学歴を調べますと、119名職員がいるわけなんですけれども、その119名のうちの25名、21%が大学院卒、それから84名、70.6%が大学卒。あと7名が短大、あるいは専門学校、これが5.9%、それから高卒が3名で2.5%となっております、学歴的に非常に高い職員構成になっているという、この2つの要素がございます。

それで正式に外部に公表はされませんが、この調査で在勤地域と学歴と両方の条件を加味して、比較をした数値が総務省の方から内々に私どもの方には伝わっておりまして、その指標でいきますと、111.8 というのが国家公務員と比較した場合の指標になっておる。ただ、111.8 というのがオープンになりませんから、先ほど申しあげました125.4 というのがマスコミ等に発表されて、非常に高いじゃないかという世論形成につながっていく可能性があると思っています。

これにつきましては、実際に国民生活センターのやっている業務と、この賃金水準との関係の中において、それだけの仕事をきちっとやっているか、それとも、それだけの高い賃金を払っている割には、業務にきちっと反映されていないじゃないかと思われるのか。その部分については、評価委員会ですら評価されるものと私は認識しております。

以上です。

**○山本分科会長** ただいまの件について何か委員の皆様方から御発言がございますでしょうか。

**○大森委員** 今のような数値は出てくる。私どもはもらえる数値。口頭。

**○藤村国民生活センター理事** 一応、データは出ていますから、これを今お配りすることは可能です。

**○大森委員** 大学院を出ている人というのは、主として技術畑の人ですか。

**○藤村国民生活センター理事** 先ほど申しあげました25名のうちの15名が技術系でございます。だから、どうしても技術系の場合は、技術革新が非常に早いものですから、相当高学歴で専門的な勉強をしないとなかなか使えない状況がございます。商品テストの技術屋がほとんどだと。あとは若干文科系で調査研究だとか、あるいは相談だとか、それから国民生活センターで言えば、P I O-N E T、コンピュータ関連でしょうか。そういうところの中には大学院卒がいる状況です。

**○大森委員** 途中で辞める人が出てきていますか。流動性はどれぐらいあるんですか。

**○藤村国民生活センター理事** あんまり国民生活センターの職員はやめません。ただ、今までやめたケースで典型的な事例は、大学の教官に転出する人が結構いました。それ以外は結婚だとか、結婚されて御主人が海外勤務されるとか、そんなことでやめる人がいましたけれども、あまり国民生活センターの場合はやめないという状況でございます。

**○大森委員** 僕は技術畑のことはわからないけど、一回こういうところに入って、先端的なある種の判断を要するようなものを行っているうちに、途中でトレーニングを受けないと陳腐化するでしょう。だから、固定しない方がいいんだよね。任期付きで採っておいて、その人たちの能力があると判定ができれば、持続的に採用すればいいんで、一回採用したらずっと採用し続けなくてもいい人たちもいるでしょう。逆に言えば、そういうような仕組みをとったときに、処遇に若干の差を付けて一定の能力を確保する。全体としては流動性が高くていいと。そのかわり国民生活センターが魅力的な職場であれば、あと一定の給与をくれれば来ると、自分は違うところに行って新しいことをやりたい人が出てきていいと思うんです。一回ここに入ったら、ずっとそこに居続けるような人事の仕組みをとらなくてもいいんだよね。最先端のところは、むしろそうやって新しい人を途中で採った方が国民生活センターに役立つということもあるでしょう。業務に慣れてもらうということもあるかもしれないけれども、15年経ったら絶対陳腐化しますよ。

**○藤村国民生活センター理事** おっしゃることはよくわかるんですが、国民生活センターも前は特殊法人でございますから、やはり新卒で採って、内部で訓練して、いろいろ経験をしながらスキルアップを図ってい

くと、そういうシステムをずっとやってきた歴史があるわけです。それで独立行政法人になると、非常に人件費に関する財源も厳しい状況になりつつあるんで、16年度の新しい試みといたしまして、期限付き職員の採用というのを初めてやったんです。それは一端雇用しますと、まさに期限のない雇用になりますから、本人がやめると言わない限りは、なかなかやめさせるわけにはいきません。それで期限付き職員というのは、2年間だけこういう仕事をやってもらいますよということで公募して、2年間は全く職員と同じ条件で、給与も勤務実態も同じで、それで2年間やったら、また次のところに行っていただくと。我々はまた新しい人を公募する。そういうのを一つのこれからの人事政策としてやっていこうじゃないかというようなことを、初めてやったのが16年度の終わりのころやっています。

**○大森委員** もう一つ、これで僕は余り。今のことと関係して、さっき川本理事から御報告があつて、私は前進しているなど思っているんだけど、組合との合意も成り立っていて、業績評価をやりたい、やり始めると。私は国の実態を知りませんが、自治体を見ていると、絶対に免職すべき職員はいるんですよ。ところがきちとした評価がないものだから、分限処分が簡単にできないでいる。自治体はやり始めた。自主退職勧告制度を勤務評定と連動させて、それで退職を迫る。どうしてもやめなかったら、最終的に一定の手続過程を入れて、ちゃんと処分する。やっぱりどこの組織だって一定規模になると、この職員は仕事もやらないけど、ずっと給料をとり続けている人というのは絶対いる。そういうタイプの職員の人たちを経営の方からすれば、きちと人事上ある種の処遇をして、きちとした体制をつくるべきでしょう。私は先ほどの御意見というか、事情報告はそういう方向に国民生活センターは目指され始めたんじゃないかと理解したんだけど、そう理解しておいていいでしょうか。

**○藤村国民生活センター理事** 結構です。今までは率直に言ひまして、勤務成績を反映した給与とは言えなかったし、職員を考課して、きちと差を付けていくというようなことはやれなかった歴史でございます。そういう状況の中で、独立行政法人に移行することによって、やはり、勤務成績を反映した給与というのは、どうしても導入しなければいけないと、こういう至上命令がございますので、それをどう具体化するかということで、労働組合と交渉をずっとやってきました。

その結果として、本来ならば、本俸を全部成績に基づいて査定してやるというところまで踏み込んでやればいいんですが、なかなかそこまで一挙に持っていくことはできなかったものですから、とりあえず、業績手当という制度を導入して、その業績手当は、基本的に目標管理に基づく評価をする。そういうシステムを導入しようと、こういうことにしています。

それで今、目標管理というのは目標設定から、それを上司が評価するというのはなかなか慣れていない、難しいものですから、この4月からずっと研修会を何回かやって、目標の設定の方法だとか、評価の方法等々について準備を進めております。それで最終的な姿としては、業績手当を一番高いところで7%、低いところで3%、5段階ぐらいの差を付けた手当にして、その目標管理に基づく評価と、その手当のパーセントがリンクしていくような、そういう仕組みにしようと思っています。それを第1段階として、それが終われば、次の段階として本俸を、例えば1つの号俸を4つぐらいに分けて、それで成績がよければ一番いいところに格付けするし、悪ければ一番下にするとか、そういう仕組みもやらなければいけないし、もう一つはボーナスですね。賞与についても半分ぐらいは勤務成績を反映したものにもっていく。そういうかなりの計画を持って、今進めているところなんですけど、とりあえずは、今、業績手当に着手したという状況でございます。

○大森委員 わかりました。

○山本分科会長 この件についても、あるいは他の点についても、特段御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○大河内委員 今、期限付き雇用職員の公募、もうその方たちは採用されていらっしゃるんですか。

○藤村国民生活センター理事 インターネットで募集いたしましたして、複数応募があったものですから、出してもらった論文だとか、書類だとか、面接試験だとか、そういうのをやって、2月1日に1名採用して、2年間の期限で今実際に働いてもらっています。結構優秀です。

○大河内委員 2年間というのは、どういう根拠なのか。

○藤村国民生活センター理事 これは労働基準法上期限に制約があるんです。3年とか、2年とか、アップでも5年とか、そういうふうな制約があって、私のところは内部の就業規定上、2年というものをつくったということで、2年がいいか悪いかはわかりません。3年でもいいんです、本当は。

○大河内委員 ちょっと短いかなという感じがしたんで、ちょっとお聞きしました。

○藤村国民生活センター理事 短いかわかりません。

○大森委員 2年ぐらいいるとわかるんです。これは使いものになるかどうか。

○大河内委員 そうですか。わかった時点で継続的にまたその方をというのは有り得るわけですね。

○藤村国民生活センター理事 再任ということはないとは言えません。再任することは可能ですから、そういうことももちろん考えますが、できれば、新しい人を採用することを考えております。

○大森委員 このところ、国民生活センターは人気が出ているんでしょう。

○藤村国民生活センター理事 はい。

○大森委員 これだけ連日報道されたら、やはり世の中は注目というか、国民生活センターで働きたい人も出てくるんじゃないか。だから、実際に繁盛しているというか、忙しくなっているけれども、有効に国民生活センターの活動が世の中に合っていて、大事なことについて、ちゃんと発信しているということが伝わっているというのは大変いいことでしょう。そのことがいい人が来てくれるということの基盤になりますよね。入ってきた人もなるほど、この職場でならというふうに考えてくれるような全体の体制ができることですよ。私はほとんど毎日聞いているような気がしますけれども、また国民生活センターが出てきたと言って。

○山田大臣官房審議官 先ほど国民生活センターの方から御報告があったんですが、今日追加で最近問題になっていますリフォームクレジット契約、リフォームの問題ですね。これについて、お手元に資料が置いてございますけれども、昨日、国民生活センターで訪販リフォームに関わる消費者トラブルについてという記者発表をされて、それが今朝の朝刊にほとんど各紙が一面で大きく取り上げておりまして、実は私、さっき参議院の法務委員会に呼ばれまして、この内容を答弁してまいりまして、そういう意味で非常に世にインパクトを与えているということを御報告させていただきます。

○山本分科会長 ほかの委員の方で特に御発言はございませんか。

○伊集院委員 消費者活動リーダーを対象とした研修というのが「C」評価なんですけど、先ほどちょっと御説明があったかと思いますが、消費生活リーダーというのは、今後大いに活動していただかなければならない部分のところで、このC評価ということについて、どういうふうにお考えなんですか。

○藤村国民生活センター理事 全部で58コースの研修をやっていまして、昨年度はそういう指標がなかつ

たんですが、参加率というのがすごく重要だという、単なるアンケートで満足度がどうかというよりは、人が集まらなきゃ話にならないじゃないですかという視点で、参加率というのが入ってきた。その影響で幾つかの研修では、企画段階の予定数値に対して、参加者の数がかなり少ない状況が出てきている。その中で、今、顕著に出てきたのが、消費者リーダー研修ということなんです。この消費者リーダー研修につきましては、例えば、消費者団体だとか、消費者問題に携わっている活動しているリーダーの方々にいろんな情報提供だとか、いろんな組織運営の手法だとか、そういうようなことを学んでいただいて、生かしていただきたいという視点で研修を始めたわけです。

ところが、そこがなぜ40名の定員に対して20名強ぐらいしか来ないのかというのを正確に分析したわけじゃないんですけども、今の消費者団体の活力といいますか、そういうふうな部分に若干陰りがあるのかなという気はしますよね。だから、どんどん組織が若返って、リーダーが若返って、それですごく活発にやっておられれば、そういうものに対して、どんどん人を派遣するということが可能かもわかりませんが、あんまり上の方が変わらないということがあれば、同じ研修を何回やってもしょうがないじゃないかということもあるだろうし、それからもう一つは、そういう人様のことじゃなくて、私どもの研修の企画そのものに、もうちょっと工夫があってもいいのかなという部分も確かにあります。そういうものを総合的に考えながら、悪い評価が付けば、それを一つの反省材料として、次の研修に生かそうという視点で考えております。

**○山本分科会長** よろしゅうございますか、どうもありがとうございました。ほかに何か御意見、御質問ございますか。

特にございませんようでしたら、先ほど何件か資料を提出していただきたいという御要望がございまして、部門の再編に伴って人員配置がどう変わったかということについての具体的な数値でありますとか、職員の方が年度途中で退職された場合の、その後の対応の事情でございますとか、そういった点の要望が出ておりますが、これは次回、項目評価表に記入するに際して参考になるということで、次回までに間に合わせるようにということですね。

**○大森委員** そうですね。

**○山本分科会長** それは御対応可能ですか。

**○藤村国民生活センター理事** はい、可能です。

**○山本分科会長** では、そのようにお願いいたします。

**○大森委員** それからもし可能でしたら、効率化指標の一つには、ほかの独立行政法人もそうなんだけれども、入札の種類と比率と、それがどう変わったというのは結構大事なんですね。先ほどのように国際入札していますので、いろいろ努力があると思うのだけれども、従来とどういうふうに入札が変わって、入札でどういうふうに変わって、どういう効果があらわれたか、やはり効率化で非常に重要な領域なので、ちょっとどのぐらいの規模で、どういう種類のものが従来と変わってどうなったか、競争入札がどういう比率になったかよくわからないんですけども、これは財務の方と関係しているものだから、後でお聞きしようと思ったけれども、もしもそんなことがまとまって、おおよそこんなふうにし少し効率化が図れているというようなことがわかるようなものがあつたら、同時にちょっと付けてくださいます。それを見ながら、効率化について判断させていただきますので。もし可能だったら、そういう資料も欲しいなど。

**○山本分科会長** それも可能な範囲で御対応をお願いしたいと思います。

それでは、まだ審議事項が若干残ってございますが、本日は長丁場でございますので、ここで10分ほど休憩させていただいて、4時5分から再開いたします。

(休憩)

**○山本分科会長** 先ほど予告しました休憩時間がまだ若干あるかもしれませんが、皆さんおそろいですし、なるべく早めに始めて早めに終わりたいと思いますので再開させていただきたいと思います。

引き続きまして、平成16年度の財務諸表につきまして、国民生活センターの方から御説明をお願いしたいと思います。なお、独立行政法人通則法第38条第3項に基づきまして、財務諸表を主務大臣が承認するに際しては、あらかじめ評価委員会から意見を聞かなければならないとされております。

それでは、御説明の方をよろしく申し上げます。

**○川本国民生活センター理事** それでは、「財務諸表」につきまして、私の方から説明させていただきます。

資料の7でございます。会計規則に基づいて財務諸表をつくっております、やや専門的な用語も多くて平板な説明になるかと思いますが、お許しください。

まず、第1ページの「貸借対照表」でございます。

資産の部としましては、流動資産と固定資産がございます。流動資産といたしましては、現金及び預金、その他の未収入金までございまして、合計といたしまして4億3,300万円となっております。このうち有価証券が500万円ありますけれども、これは国債1口分でございます、本来ですと、このⅡの方の3の「投資その他の資産」の「投資有価証券」のところに入るべきものですが、今年の6月に満期が到来しますので、すなわち1年未満の債権というのは流動資産の方に入れるという約束でございますので、この500万はこちらの流動資産に入れております。

また売掛金は、『たしかな目』や『くらしの豆知識』などの出版物の販売代金の未収分です。このうち、貸倒引当金として29万5,000円を計上しております。売掛金に対する過去3年平均の貸倒率というのを乗じた一般債権の部分と、『たしかな目』などの出版物の未収金のうち、催促を3回かけてもなお未収なものを個別に積み上げて、これらを合計した金額となっております。

次に固定資産でございますけれども、有形固定資産は、品川・相模原の事務所やテスト施設などの土地・建物などの資産でございます。15年度末計上額に、16年度中に新たに取得したものを加えまして、更に減価償却分を差し引いた結果でございます、有形固定資産合計で84億4,700万円ということになっております。

次の無形固定資産は、電話加入権でございます。

3の投資その他の資産。投資有価証券は、国債を9口と商工債1口を持っておりまして、その金額でございます。長期前払費用は、火災保険の2年度移行分について計上しております。

以上固定資産合計では、86億9,700万円となりまして、流動資産と固定資産は合わせた資産総額は91億3,100万円余となっております。

次に負債の部でございます。1の流動負債は4億2,000円余でございますが、このうち運営費交付金債務が1億9,400万円余あります。これについては、恐縮でございますけれども、11ページの方をごらんいただきたいのですが、11ページの上の欄に、運営費交付金債務の表がございます。15年度分として4,200

万円余の収益化と1,100万円余の資産見返運営費交付金がありますが、これは15年度の契約済繰越分の費用額と固定資産分と人件費の15年度マイナス繰越分でありまして、期首残高からこれらの金額を差し引いた4,300万円余が15年度分の期末残高となっております。

一方16年度につきましては、運営費交付金の交付額25億2,000万円余から損益計算書の費用合計額から業務収益分と経常損失を引いた23億4,600万円余の収益分と、16年度の資産見返運営費交付金2,200万余を引いた1億5,000万余が交付金債務残高となり、15年度及び16年度の合計額1億9,400万余が期末残高となります。

恐縮ですけれども、また1ページの方に戻りいただきますと、下の方の固定負債でございます。その合計の方は、恐縮ですけれども、2ページの方にまいりまして、7,300万円でございます、固定負債と流動負債を合わせますと4億9,400万円となります。

次の資本の部ですけれども、Ⅰの資本金、これは政府出資金の91億6,600万円でございます。昨年1月に内閣府の資産評価委員会で、資産の評価をいただいて決定された数字でございます。

次に、Ⅱの資本剰余金は、特殊法人時代から継承した資産の減価償却分と廃棄分を資本剰余金のマイナスという形で計上しておりまして、5億2,900万円余の「△」となっております。

以上、資産と負債、資本との差額が繰越欠損金ということになりまして、43万7,000円となります。これは貸倒引当金繰越額及びリース資産についての減価償却額とリース債務の差額分となります。

2ページの下に注記がございまして、注記につきましては、退職手当の当期見込額は、14億100万円余でありますけれども、退職一時金はすべて運営費交付金で賄うこととしておりまして、退職給付引当金という方では計上しておりません。注2の未経過リース1年以内と1年を超えるリースに分けてまして、それぞれ1ページの短期リース債務、長期リース債務550万円と1,700万円を計上しているわけでございます。

次に3ページの「損益計算書」にまいります。これは平成16年4月1日から17年3月31日までの1年間の発生ベースに基づく支出、すなわち費用と収入、収益でございます。

経常費用といたしましては、業務経費と一般管理費に分けております。人件費は、職員を事業部門と管理部門に分け、それぞれ業務経費と一般管理費に計上しております。業務経費は、減価償却費と貸倒引当金繰入を含めまして、20億2,700万円余、一般管理費は、減価償却費を含めまして5億9,100万円となり、経常費用合計は26億1,800万円余となります。

次に4ページの経常収益ですが、運営費交付金収益が23億8,900万円余ですが、これは貸借対照表の運営費交付金債務の項で説明しましたが、経常費用合計額から業務収益などの収益分と経常損失を差し引いたものです。これと経常収益から雑役までを加えた経常収益合計が26億1,800万円余となりまして、経常費用と経常収入との差が経常損失となりまして、これは27万円となります。貸倒引当金繰入額と、リース資産の減価償却費とリース債務との差額であります。

次に5ページの「キャッシュ・フロー計算書」です。損益計算書が発生ベースに対しまして、これは現金ベース、つまり期間中の現金・預金の動きを計上したものです。

Ⅰの業務活動によるキャッシュ・フローでは、「原材料、商品又はサービスの購入による支出」から、「その他の業務支出」までが現金の出となり、「△」がついております。「運営費交付金収入」から「利息の受取額」までが現金の入りで、16年度における業務活動によるキャッシュ・フローはプラス1億1,800万円

余となり、現金・預金の増加となります。

Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローですが、これは定期預金による払戻、預入による現金・預金の増減と有形固定資産の取得による現金の減分のトータルで3,200万円余の支出超となりました。この結果、16年度の資金増加額が8,500万円となりまして、期末残高は3億6,800万円余となります。

なお、注記にあります現金及び預金勘定の3億7,500万円は、1ページの貸借対照表の現金及び預金の額で、これから定期預金を除いたのがキャッシュ・フロー計算書の期末残高となります。

次に6ページの「損失の処理に関する書類」ですが、これは期末未処理損失金を次期繰越欠損金として処理することとしております。

7ページの「行政サービス実施コスト計算書」ですが、これは国民負担に帰するコストの総額を開示するという目的で作成するものです。

Ⅰの業務費用につきましては、損益計算書で開示していますが、Ⅱの損益外減価償却相当額の3億5,100万円余は、承継資産の減価償却、除却相当分で、これらは政府出資額の目減り分です。

Ⅲの引当外意退職給付増加見積額の7,800万円余は、年度末の全職員が退職した場合の総支給額の期首から期末までの増加額です。これは当センターは、先ほど申し上げましたように退職給付引当金を計上しておりませんので、行政サービスコスト計算書に退職給付引当金に係る毎事業年度の増加額を表示することが会計基準で義務づけられております。

Ⅳの機会費用ですが、政府出資金が91億6,600万円ありますけれども、これは無利子ですが、これが国債並みの金利が有利子であれば、国の収入となるものですので、これを計算しております。注記でございませけれども、10年国債の年度末の金利、1.320%によって91億を掛けて計算しているわけでございます。

Ⅰの業務費用に、Ⅱの損益外減価償却相当額からⅣの機会費用までを加えて、当センター行政サービス実施コストは、27億8,700万余となります。

次に8ページは「重要な会計方針」を明記することになっておりまして、まず冒頭で費用進行基準を採用している旨を明記しております。費用の基準というのは、成果進行というのと期間進行基準、それから費用進行基準という3つの基準があるわけですが、当センターの場合には、業務と交付金の直接的な対応関係が示しにくいことから、費用進行基準を採用しているわけでありまして。

それから次に、下から2行目に重要な債務負担行為5,300万円余とありますけれども、これは15年度中に契約し、支出が翌年度にまたがる、いわゆる契約済繰越金で、手続の更新、設備の補修費などが含まれているものであります。その他は省略いたします。

それから9から11ページは省略させていただいて、最後にページ数が打っていないかもしれませんが、「決算報告書」というのが後ろから2番目のペーパーにございます。これは収入と支出の予算と決算を対比させたものでございます。

収入では、運営費交付金は予算どおり全額受け入れております。事業収入等は、図書・雑誌出版収入、それから研修の宿泊収入などですが、予算に対しまして、3,200万円ほど減収となっております。これは図書・雑誌出版収入が定期購入者の減少等によって4,000万円の減収。一方、研修・宿泊の方が700万円の増収となっております。その他の収入は、厚生年金など年金資金を活用した職員への住宅貸付制度でありますけれども、実績がありませんので0となっております。収入合計は27億6,100万円余で5,800万円の減収と

なっております。

一方、支出の方は、業務経費、いわゆる事業部門の経費が9億8,100万円余で、1億1,000万円ほど予算に対し下回っております。このうち3,900万円が16年度から17年度への契約済繰越額となっております。一般管理費は2億5,900万円で、400万ほど予算に対して下回っております。このうち1,400万円が契約済繰越です。人件費は14億700万円余でありまして、3,100万円ほど予算を下回っております。その他、住宅貸付資金の貸付実績は0であります。支出合計は26億4,800万円で、予算に対し1億7,100万円下回っております。

以上で財務諸表の説明を終わらせていただきます。

なお、最後のページに監事からいただいた監事の意見書を付けさせていただいております。ただいまの債務諸表は、センターの財務状況、運営状況、キャッシュ・フロー並びに行政サービス実施の状況及び予算の執行状況を適正に表示しているものと認めるといった意見書をいただいております。

以上です。

**○山本分科会長** ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

**○大森委員** 1つだけすみません。わからないからお聞きするのだけれども、業務報告書で、さっき平成17年3月31日が116人だったという数字がありますね。それで、今の財務諸表の11ページのところですけれども、注があつて、これは給与表上の職員数を書いていると思うけれども、支給人員というのが118になっていて、この118というのは、年間平均支給人員数であるというふうに、これはどういうことですか。どういうふうに理解すればいいんですか。

**○川本国民生活センター理事** 年度末でやめていきますけれども、これは給与なので、その平均的にその年度に何人いたかということで、そうすると、年度末は定年退職の方が全部やめちゃいますから。ただ、それは何月にやめるかというのはその人によって違うわけですが、平均すると、例えば4人やめたとすれば、ならしてみれば平均2人いたと、そういうことになってくるわけです。ですから、116人とここで見ている年間の平均支給人員とは違ってまいります。それが118名ということで、2名の違いが出てきているというふうに理解いたします。

**○大森委員** よくわからないけれども、わかったということにします。それからもう一つ、括弧の中が非常勤職員になっていて、非常勤職員は、前の年半分だったからわからないのかな。非常勤職員は増えているんですか、減っているんですか。この16年度については、非常勤職員は増えています、減っていますか。

**○川本国民生活センター理事** 増えていますね。というのは、新しい仕事が入ってきてまして、それから一方、常勤の職員というのは人件費が抑えられてきていますので、それで少し補わざるを得ないということで。例えば個人情報につきましても、4月1日から法律に基づいて相談が始まるわけですが、いろいろな準備やなんかがございますから、2月から3月ぐらいに専門家として非常勤で雇っているわけです。その分は確実に増えるわけです。

**○大森委員** 今のように法律が改正されて新しいニーズが生まれた。そういうとき、若干いろいろ人の配置とか人力が要るからある程度そういうことは起こり得ると思うんだけど、独法の場合に、非常勤の財源はそういうふうに確保されることになるの、今のように。

○川本国民生活センター理事 基本的には人件費という枠組みではなくて、業務経費ということから引っ張ってきております。

○大森委員 新しい業務が生まれて、必要な非常勤の職員の財源はそこで補てんするという、そういう仕組みになっているんですか。

○川本国民生活センター理事 はい。

○大森委員 わかりました。若干増えているわけね。

○川本国民生活センター理事 はい。

○藤村国民生活センター理事 基本的には、例えば個人情報保護の仕事を新規にやらなきゃいけないとなったときに、人も一緒に付けてくれば、それがベストなんですね。だけど、予算要求しても、こういう厳しい時代ですから人が付かないと。でも仕事はやらなきゃいけない。その結果として非常勤を若干増やすという形です。

○大森委員 業務経費の方で確保されるという形。

○藤村国民生活センター理事 はい。

○大森委員 全体の定数は、今のところ、ここの定数はどこでコントロールされているんですか、非常勤職員の定数は。一応出発点のときに何人減らすというのだけれども、全体の定数はどこで決まっているんですか。

○藤村国民生活センター理事 126 という最初の期首の数字があって、最終的には、それを123にするというふうな形で押さえ込むような形になっているわけですね。

○大森委員 それで増員はできないということになるわけ。

○藤村国民生活センター理事 増員要求して認められれば、それは部分的に変更になるのでしょうか、少なくとも、増員要求しても絶対付かないものですから、実質的には減になっていくという姿になると思います。

○大森委員 そうすると、業務量が増えて、業務のうち、従来の職員で賄いきれないようなところについても、非常勤で賄うということになる。そういう話になってくる。

○藤村国民生活センター理事 はい。

○大森委員 わかりました。

○山本分科会長 ほかに何か御質問等ございますか。

特によろしいでしょうか。それでは、本件につきましても、今後更に先ほどの項目表への記入に際して疑問等、御質問等が生じましたら、事務局の方までお寄せいただければと思います。

なお、先ほども述べましたように、主務大臣が財務諸表を承認するに際し、評価委員会の意見を求められております。当分科会といたしましては、この関係の御専門であられます長岡委員に御検討をお願いしまして、次回分科会において検討結果の御報告をしていただき、その後、評価委員会あるいは分科会としての意見をまとめたいというふうに思いますが、そういうことで委員の皆様よろしいかどうか。それから長岡委員におかれましては、お引き受けいただけるかどうかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○**山本分科会長** では、長岡委員、よろしくお願ひいたします。

○**長岡委員** はい。

○**山本分科会長** 続きまして、議題の6といたしまして、その他の項目に移らせていただきます。

先ほどもちょっと話題に出ましたけれども、2月28日に開催されました当分科会におきまして、大森委員より国民生活センター東京事務所の経費について、御質問及び資料の提出の依頼がございました。この件に関しまして、国民生活センターの方から御説明をお願いしたいと思います。

○**川本国民生活センター理事** それでは御説明させていただきます。資料で「国民生活センター東京事務所の必要性等について」ということで、それに附則して東京事務所の維持管理経費についてという2つの紙が付いていると思いますけれども。

○**山田大臣官房審議官** 追加でお配りしたものでございます。

○**川本国民生活センター理事** よろしいでしょうか。

まず2月の分科会の直接的な御要請ということで、それでは、後ろに付けた維持管理経費について先に御説明させていただきますと、東京事務所の維持管理経費につきましては、平成16年度決算がまとまっていますので、そこから取り出しておりますけれども、総合管理業務、すなわちビルの清掃、整備、機械運転等で約2,700万円。それから光熱水料が1,490万円。それから租税公課が750万円。土地の使用料、一部品川税務署と合築になっているところがありまして、その分の土地の使用料503平米についてお支払いしてまして、これが937万円。機械設備の保守としてエレベーターの保守等々ですけれども、790万円。修繕費、照明器具の更新等1,500万円。それから品川と相模原で連絡便を1年契約でお願いしてまして、これが83万円。全体として8,341万円ということになります。

総合管理業務等について、これも入札で相当下がってきております。それから逆にごく一部ですけれども、税務署から給水塔等を屋上に置いていて、その経費として数十万円もらったり、あるいはその他の収入に入るのでしょうか、会議室を貸したりなんかして収入が入ってきたり、いろいろこれ以外でも関係の経費はございますけれども、一応維持管理経費ということだと、8,300万円程度ではないかということでございます。

次に、これは先ほど来議論になっているところでございますけれども、基本的に東京事務所の位置づけ、必要性について、簡単ですけれども、ペーパーにさせていただきました。この大もとである本部移転ということが言われているわけですが、本部移転というのはどういう経緯でどうだったかということですが、昭和63年4月の閣議決定で国の行政機関等の移転で、特殊法人、それも各省庁1つは最低出すんだということになりまして、旧経済企画庁の候補として国民生活センターが挙がって、それも候補地として横浜市に移転候補地として挙げたわけでありまして、しかし、情報提供機関の東京事務所の必要性ということから、横浜につくった場合にも東京事務所、そういうものが必要ですねという指摘があって、そういうことも考えるということになっていたわけでございます。

そしていろいろ検討が続いたわけですが、国民生活センターの場合には、ここにございます保有建物の特殊性、品川事務所と合築で土地が袋路で、接道が狭くて売りに売れないというようなことがございまして、なかなか明快な結論が出なかったわけでございますけれども、特殊法人への移行を機会に、この問題についてもはっきりさせなければいけないということで、結局、独立法人の移行に伴う予算の一環として

2,000万円の予算をもって移転しなさいということで、これは商品テスト・研修施設の会議室等を改修して、必要最小限度の事務部門、管理部門、関係役員の移動を想定したものでありまして、登記上、本部ということなので、相模原を主たる事務所、東京を従たる事務所と位置づけて業務を適切に遂行すると、そういう理解であったわけでございます。そして現在、それに基づいて昨年4月も組織再編をして業務を行っているところでございます。

ちなみに、次のページに表を付けております。現在の業務の分担でございますけれども、相模原事務所の役員、これは、理事長、研修・商品テスト担当の役員を中心にしていただいておりますけれども、あと総務部としては総務課、経理部門としては経理課、あと商品テスト部、教育研修部。東京事務所の方は、関係役員、それから企画調整課、管理部の管理室、情報資料館、それから広報交流部、情報分析部、相談調査部ということになっております。

職員数にしますと約4対6でございますけれども、大体、職員数を116名としますと、相模原事務所が47名、それから東京事務所が69名ということになってございまして、職員の数からみても、比率は東京事務所の方が圧倒的に多くなっているわけでございます。ですから、役員は役員と書いてありますけれども、その仕事の流れ等を見ながら適切に勤務しているということでございます。

そして1ページ目の真ん中以降の東京事務所の必要性でございますけれども、今申し上げましたように、東京事務所はいろんな機能を果たしているわけございまして、例えば相談業務ですと、消費者がもちろん相談に、電話だけではなくて来訪したり、あるいは込み入ったものだと事業者と折衝しなきゃいけないわけで、電話等で片づくものだけではなくて、やはり直接当事者と話したり、事業者と折衝しなきゃいけないことも多いわけです。

それからまた、情報分析ではP I Oの関係でも、P I Oの関係の中央のセンターと打ち合わせるというような意味でも、品川は便利なところがございまして。それからマスコミへの説明等は、先ほど申し上げましたように、品川事務所でやっているわけですし、やはり利便性がないとなかなか人も、関係者が使いにくいということがございまして。

ですから、消費者、あるいは消費者団体、事業者、事業団体、関係行政機関とのいろんな折衝、それからマスメディアの方々、そういう方々の接触等においても、東京事務所の役割が多くて、東京事務所がなければ、情報提供機関としての役割は十分果たせないというふうに考えております。

それから一般の消費者にしても、専門図書館としての情報資料館の利用とか、それから、NPO関係の「くらしの情報交流プラザ」の活用とか、その後新幹線も品川にとまり、羽田の飛行機の便も増えてきているわけで、いわば交通の全国的な接点でもありますし、インターネット時代とはいえ、直接人と人が会って仕事をしなきゃならない部分というのは相当多いものというふうに思っています。

それから2の方の、これはまた1つこれに関連するんですけれども、大きな話というか、1つの重要な事項になると思っておりますけれども、耐震改修の必要性でございます。東京事務所は昭和47年に竣工して32年経ってございまして、16年度にできるだけ耐震診断をしなさいという規定がございまして、そういうこともありまして、耐震診断をいたしました。その結果は、耐震補強が必要という結論が出てございまして、私どもとしては、18年度の概算要求において、東京事務所の耐震改修工事及びこれに伴って一部老朽化している機械設備の改修を要求する必要があるというふうに考えております。まだ詳しい金額等はわかりませんが、

耐震工事あるいはその関連の費用というのは、今のところ設計して、それから工事をして、それから内部でいろいろ仕上げていくということを考えますと、どうしても多年度になる。普通にやるとこれまでの調べでは3年ぐらいのが標準的だというふうに言われていまして、費用的には10億円以上の経費を要しようということでございます。ただ、これは新たにそれと同じスペースを確保しようとして建設しよういたしますと、その倍以上の20億円以上の経費を要するものと思われまます。

いずれにしても、センターの役割を果たしていくためには、品川事務所が必要であるだけではなくて、耐震診断の結果、改修作業もしていかなければいけないというふうに加え、そのための予算要求を考えているところでございます。

以上です。

**○山本分科会長** どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。

**○大森委員** 東京事務所のを仮に相模原に持っていくと、相模原の方はスペースはあるんですか。

**○川本国民生活センター理事** もちろん土地はある程度ございます。

**○大森委員** 今ぐらいの説明だと、この時節に、こんな建物が2つあって分散しているなんて話は、世間的に言ったら通用しないと思いますよ。住民の人たちが情報交流プラザを拠点的に消費者運動全体を支えると、そこへ的確な情報が集まるというのはいいけれども、本体業務が分かれているというのは、もともとそれ自身だって効率悪いですよ、と私は見えて、これはしかし独立行政法人の話なのか、国民生活局の方の話なのかかわからないけれども、私からすると、こういうふうに放置したままあるということが問題なんじゃないかと思っていて、本部が定まっているのだったら、本部へ全部、限りなく本部へ集中して、品川で本当に必要なところだけに限定するという方向に全部やるべきじゃないかというのが僕の意見で、今日ぐらいの説明ではちょっと簡単に納得できない。それはあった方が便利かもしれませんが。それで向こうにそういうスペースがあるんですかと聞いているんです。

**○川本国民生活センター理事** 土地はある程度ありますけれども、建物のスペースはありません。

**○大森委員** これは国民生活局の方の考え方にも関係しているんじゃないかと思うんです。この時節に、こんな2つのものをどうして持たなきゃいけないんですかという単純な疑問が起こったら、どういうふうにお答えになるんですか。

**○山田大臣官房審議官** 今回、特に議題の「6 その他」で国民生活センターの方から本件をあえて説明いたしましたのは、まさに来年度の予算要求にかかわることであるからでございます。予算要求をするのであれば、結果的に予算が得られるのであれば、国民生活センターのまさに中期の業務計画、あるいは来年度の事業計画を変更せざるを得ないと。その場合、当然ながら評価委員会の御判断が必要になるということで、あらかじめ御説明しておく必要があろうということで国民生活センターの方にお願ひしたものでございます。

私どもの基本的な考え方につきましては、まず、東京事務所というものについて必要性が十分説明できるということが重要であろうと。それも今、大森委員からお話いただきましたように、具体的にどの範囲でどこまで東京に必要なんだということをまずきちんと説明しないと、まさに予算要求であっても、これはできないであろうと。

それから、同じく経費の話でございますけれども、経費につきましても、今ございましたように、耐震工事の費用というのは、3年間で今の積算ですと10億円以上かかるということで、東京事務所を改修するのがいいのか、あるいは相模原を拡充するのがいいのか、あるいは、それ以外の選択肢というのもあり得るかと思っておりますけれども、その比較計算がきちんとできないと、そもそも予算要求にもっていけないであろうし、評価委員会の御了解も得られないだろうということで、本日はまだ詳しい資料ができておりませんので、現段階の状況について国民生活センターの方に御説明いただいて、委員の皆様の御意見を伺いたいという趣旨でございます。

**○山本分科会長** ということでございます。ほかの委員の皆様も、お立場によって、例えばユーザーとなる機会も多い方もいらっしゃると思いますが、特に先ほど御説明がありましたように、消費者等からの相談の受付処理、事業者との折衝、マスコミ対応、専門図書館としての利用、このあたりがどういうふうに今後どこでやったら一番機能的にもよいか。情報交流プラザについては、大森委員も、それはやはり品川の方がいいであろうということでありますが、今挙げました4項目あたり、その辺について、ほかの委員の皆様の御意見、今日は、どちらかと言うとフリーな形でいろいろ御意見を出していただければということですので、御意見を承りたいと思うのですが、いかがでございましょうか。どうぞ。

**○大河内委員** 消費者団体の方からいって、いろいろな予算のこととか、そういうことは抜きに考えますと、やはり品川という中心部にあることで、全国の方が集まってきたりというようなこともやりやすいし、品川にないと国民生活センターが忘れられてしまうような、そういうイメージを持っているんです。私が先輩から聞いたら、国民生活センターができるときにはすごく期待が大きかったんですけども、団体の方からすると、国民生活センターがもうちょっと国民の方を向いてほしい、どちらかと言うと、お国の方を向きがちで、そのもっと後ろにある私たち全体のことを考えてほしいというような願いをずっと持っております、そういう意味でも、中央にあった方が私たちはうれしいというふうに思っております。

それで、1つ質問なんですけれども、品川には、相談員協会の事務所がございますね。あそことの関係というか、相談員協会さんから例えば家賃というようなものはとっていらっしゃるのでしょうか。

**○藤村国民生活センター理事** とっています。

**○川本国民生活センター理事** 消費者問題の消費者の利益に寄与するという目的で、費用は算定式をつくりまして、そして家賃をいただいている。それは、いろんな会議室やなんかも、ほかのいろんな消費者団体の方とか、いろんな関連の団体の方に大会議室を結構便利に活用していただいているわけですがけれども、そういうときも、普通の民間のホテルやなんかで借りたら大変でしょうけれども、その10分の1ぐらいでしょうか、比較的安い費用なので、かなりのいろんな団体の方に活用していただいているわけです。

**○大河内委員** ですから、相談協会の方たちにとっても、相模原に行ってしまうというのは困ると思います。

**○川本国民生活センター理事** それは活動がすごくしにくいと思いますね。

**○大河内委員** そうだというふうに思うんですけども。

**○大森委員** 相談員協会の人って、東京事務所のどういう機能があればいいんですか。皆さん方にとって、どういうものを国民生活センターとしてあそこに所在してほしいんですか。みんな所在してほしいんですか。一番いいのは。

**○大河内委員** その辺は相談員協会の方の御意見がまた別におありにあるんじゃないでしょうか。

**○大森委員** そうすると、ここでいうと広報交流部、情報資料館、一番密接に関係するようなところはそうかなと思うので、そういう人たちが集まっているいろいろするのは、そういうところがあった方がいいということになる。ここそのものは、建物としては広げられないでしょう、あそこの土地でいえば。だから、全部改めて東京に来るなんてことはないんですよ。持っていくなら向こうへ持っていく以外ないですよ。そのときに、東京事務所はどういうことに特化して便宜を図っていくかという、そういう話にしないと、この並列状態で本当にいけるのかという。

**○山本分科会長** 相談員協会としては、あそこにおいて消費者も来ますから、消費者にとってみれば、あそこの品川に行けば相談員協会があって、そこもいろいろ対応してくれる。事業者にも来てもらっているいろいろ折衝するということがある。その場合も相模原に行くよりはあそこにいた方がいい。それから今言ったいろいろな交流、今残されている機能のかなりの部分については、恐らく相談員協会としては現在の機能を維持してほしいということではないかというのが大河内委員の御発言であったかと思うわけですがけれども、ほかの委員の方で何か本件について御発言ございますか。

**○伊集院委員** 利便性からいうと、品川にある方が取材に行っても相談に行っても、いろいろな情報を見たり、資料館を使ったりするという意味では確かにそうですね。今4対6というふうな人数になっていると。立地からいえば、品川は全国的にもアクセスの上でも、いい場所にもともとあった。そういう意味でそこをうまく利用しない手はないのかなというふうには思います。ただ、ここにありますがその全部が必要なのかどうか、そこのところですね。情報資料館とか広報交流、相談調査部ですか、こういうのは品川にあれば便利だというふうには思います。何としても対費用効果ということがありますでしょうか。

**○大森委員** 原則役員はみんな本部に行かれませんか。

**○川本国民生活センター理事** 本部に必要において行っています。

**○大森委員** 必要に応じて東京事務所で記者会見をやればいいので、原則役員は全部本部詰めにする。どうしてもここにいなきゃいけませんか。

**○川本国民生活センター理事** 実際問題として、6割の仕事は品川東京事務所で行われていて、それぞれ非常に結びつきが多い部門もここで行われているわけですから、情報提供をするときに、確かにメールの時代でメールでやりとりをすればある程度はわかるけれども、やはり直接いろいろ議論して、分析結果なんかも検討して、何を言うかとか、そういうのはフェース・ツー・フェースで相当突っ込んだ議論をして、まとめていっているわけでありまして、例えば、相談調査部の人間と、P I O - N E Tのいろんなデータを分析しながら一緒にやっていくという場合も非常に多いわけですから、これはこっちに切り離してということだとなかなか仕事はしにくいと思いますね。だから、本部だから淵野辺へという発想は私にはあんまりよく理解できないんですけども、仕事の実体があって、それから利便性というのは、ただ建築費だけで単純に比較できるようなものじゃないですし、やはり多くの人に来て、いろいろな情報を収集し、意見交換してやっていくというのは極めて重要だと思うんですね。

**○大森委員** そちらの方と、例えば情報分析とか、そういうところは結び付くんじゃないの。

**○川本国民生活センター理事** それは結び付くところもそれはあると思いますけれども、役員の話が出ましたけれども、役員は担当によって濃淡がありますから、それから役員会は、今は第1、第3、第5は相模原の方でやっています、第2と第4は品川事務所で行っているんですけども、とにかく全体の機能を考え

て両方の仕事がやりやすいようにということでやっていて、なぜ相模原に集めなきゃいけないのかという、全体の利便性とか、全体の状況をよく考えていただきたいと思います。

**○大森委員** 職員の配置と役員の人たちの配置を見れば、少なくとも東京事務所は従たる事務所じゃないですよ。それが主たる事務所になっているんじゃないですか。

**○川本国民生活センター理事** そうですね。登記上、主たる事務所と従たる事務所というのは、これはもう決まっているわけで、主たる事務所として相模原です。

**○大森委員** 少なくともこれが従たる事務所であるということを言えなくちゃいけないんじゃないの。

**○糠谷国民生活センター理事長** 大森先生のお話も形の上ではそういう議論もあり得ると思うんですけども、実態として今何か不都合があって、効率が悪いから役員が全部相模原に行くべきだということであれば、私はそうしたらいいと思うんですよ。

**○大森委員** それはわからないの、個別のことは。一般的に考えたら、2つがあるのは甚だ非効率であると。一つになった方が全体としてはいいわけだから。どうしても限りなく向こうの本部の方へ持っていかれないんですかと聞いている。東京事務所にこれだけのものが並んでいるから。

**○糠谷国民生活センター理事長** あえて、口答えをしては申し訳ないんですけども、例えば、大阪本社の会社がたくさんございますけれども、大阪本社の重役は、全部大阪にいなきゃいけないかと、株主総会でそういう議論をされるかということ、私はあんまり聞いたことがないと思います。ですから、私どもがいつも相模原にいなきゃいけないという議論は、私はどこから出てくるかと。

**○大森委員** 所属は相模原でいいでしょう。機動的にいろいろ動かれて仕事をやるのは構いませんが。

**○糠谷国民生活センター理事長** 登記上の本部は相模原ですよ。

**○大森委員** やはり役員の人たちは基本的に本部詰めなんですよ。

**○糠谷国民生活センター理事長** いやいや、東京駐在の重役なんて幾らでもいますよ。

**○大森委員** その上で実際のお仕事上、東京事務所でいろいろなことをやっても構いませんけれども、それが本来の法人の姿じゃないんですか。

**○糠谷国民生活センター理事長** とは思いませんですね、私は。

**○大森委員** そうでしょうかね。

**○糠谷国民生活センター理事長** 理事長としては、やはり必要に応じ役員を配置すると考えます。

**○大森委員** 理事長はどちらに属しているんですか。

**○糠谷国民生活センター理事長** 私は相模原に属しています。

**○大森委員** それは正しいですね。

**○糠谷国民生活センター理事長** ただ、特殊法人、独立行政法人でも、本部が東京でなくて、地方だけでも、理事長が東京にいるというものもありますよ。ですから、何か仕事の上で大事かということで御判断をいただかなきゃいけないし。

**○大森委員** 今の理事長の御説明だと、理事長こそが東京に事務所にいなきゃいけない。

**○糠谷国民生活センター理事長** 私はだから行ったり来たりしているわけですよ。

**○大森委員** だから、理事長たるものはここでいえば、本部に所属しなきゃいけないんですよ。

**○糠谷国民生活センター理事長** ですから、私は本部に所属しているわけです。

**○大森委員** でも、今までの皆さん方の説明は、こちらの方が主たるものだから、主たるところに理事長がいた方がいいんですよ。

**○鎌谷国民生活センター理事長** ですから、機能的にどうかというのでいけば、現場を担当する理事が品川にいますと、こういうことなんですよ。

**○大森委員** やはり理事長が形式的に本部に付きになっているじゃないですか。ほかの役員もそうしても構わないんじゃないですかと。

**○鎌谷国民生活センター理事長** 担当する部門があるところに理事がいるわけですよ。

**○大森委員** 理事長だってそうするべきですよ。

**○鎌谷国民生活センター理事長** 理事長は本部に一応常駐をするというか、形の上ではいるわけなんですよ。

**○大森委員** 役員はもともと本部付けにするべきなんですよ。ちゃんと。

**○鎌谷国民生活センター理事長** ですから、それは仕事の上でやっているのであって、私が理事長として全部の理事が相模原にいないれば仕事ができないとは全く思っておりません。

**○大森委員** 理事長だって、相模原に所属しているけど、別に向こうにいつもいるわけじゃないでしょう。

**○鎌谷国民生活センター理事長** もちろん、そうですよ。仕事に応じて動いているわけで。

**○大森委員** そういうふうにはデータをとってもらえばいいんですよ。それが役員の姿だと僕は思うんですね。

**○鎌谷国民生活センター理事長** ですから、私はその姿を示しているわけです。

**○大森委員** 僕は理事長の意見と違う意見を持っています。

**○鎌谷国民生活センター理事長** もちろん違った御意見をお持ちになるのは、それはそれぞれですから、お持ちになるのはあれですけども、理事長が仕事の責任を負ってやっていく上では、私は今の現状で不都合があるとは思っておりません。

**○山本分科会長** 本件は、今日一定の結論を出さなきゃいけないという性質の問題でございましょうか。

**○山田大臣官房審議官** 全く事務的な話で、本質でなくて役人的な話なんですけれども、御承知のとおり、予算の概算要求というのが8月末までに財務省に提出するという事になってはいますけれども、実質的には、今、私どもの会計課を中心に内閣府の来年度の予算要求をどうするかという作業が始まっております、本件につきましても、現在、会計課と内々にいろいろ調整・相談をしているところでございます。

それで、一応ちょっとこれはお願いでございますけれども、今議論がありまして、必ずしも皆さんの意見が一致したわけではございませんけれども、私どもとしては、中身は更に精査する必要があるかと思っておりますけれども、でき得れば来年度の予算要求の中で東京事務所の耐震工事というものを盛り込めたらと事務的には考えて、ただ、これはまだ内部で了解が得られているわけでも何でもございませんし、私どもの国民生活局の中でも結論が出ているわけではございませんけれども、作業的な手順からいって、更に詰めていく必要がございますので、これは私どもの責任で進めさせていただきたいと考えております。

ただ、東京事務所の機能論であるとかそういうものについては、これは皆様に御議論いただくべきだと思いますし、構いませんので、ちょっとこれは私の提案で、私がこの場で提案する立場にあるのかどうか分かりませんが、今いろいろ御意見が出まして、まだ正直言って、国民生活センターの方の答えも必ずしも私から見ても明確でない部分もございまして、引き続きまだ今日御議論いただいてもいいですし、できましたら、国民生活センターの方でももう少し内部的に検討していただいて、特に東京事務所の必要性、

機能等についてできる限り委員の了解を得られるようなものを今後検討してつくっていただいで、できましたら次回8月19日に予定しておりますけれども、そこで再度御説明をさせていただくような機会を与えていただければありがたいなと思っておりますけれども。

**○山本分科会長** そういたしますと、本日の段階では、いろいろ意見交換があったということで、あと耐震工事にかかわる内部的な予算作業については引き続き国民生活局の責任でやっていただくということについて了解するというのでしょうか。

**○山田大臣官房審議官** 耐震工事について要求するしないはまだ決まっておりますけれども、いずれにしても、要求するにしても、要求しないにしても、我々内部としても議論がまだ残っておりますので、それは私どもの責任で進めさせていただきたいと思いますが。

**○山本分科会長** そのことについて、当分科会としては、とりあえず了解すると。

**○山田大臣官房審議官** 了解をいただくものかどうかよくわかりませんが、一応。

**○山本分科会長** 承知すると、承知しておくという表現の方がよろいしかと思います。そういうまとめで委員の皆様よろしゅうございますでしょうか。引き続き、次回予定されております8月19日において、また場合によっては御議論いただくということ。

(「異議なし」と声あり)

**○大森委員** 前回の委員会の際に独立行政法人移行時に退職を支給したことについて、それぞれ独立行政法人ごとに、国民に向かって説明するためにはホームページ等で説明しようという話になっていたでしょう。あれはどうされました、載りましたか。

**○川本国民生活センター理事** ホームページに掲載しました。

**○大森委員** ホームページに載っていますか。

**○藤村国民生活センター理事** 国民生活センターのホームページに掲載しています。

**○山田大臣官房審議官** あれは前回御議論、この場でいつでしたかいただいて、すぐ出すようにということで私の方からも指示いたしまして、ちょっと事務的な手続きがございましたけれども、そう間を置かないうちにホームページに掲載されております。これは私ども確認してございます。

**○大森委員** そうですか。ホームページを開けなかったの。

**○山田大臣官房審議官** 後で、当該部分のコピーをお届けします。

**○大森委員** それはほかのところもみんなそういうふうをお願いしているので。一応、これは説明が済んでいるんですね。

**○川本国民生活センター理事** 業績評価というところに載せております。それからあとちなみに、特別顧問会議というのがございまして、そこでも御説明して御意見もいただきました。

**○山本分科会長** それでは、議題6にかかわります件につきましては、先ほどの山田審議官の御提案の線に沿って今後、当分科会としても引き続き、必要な範囲で検討をするということで御了承いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

**○山本分科会長** ありがとうございます。

それでは、一応予定の審議項目につきましては終了いたしましたので、今後の予定につきまして事務局か

ら御説明ないし御確認をお願いします。

**○勝見消費者調整課長** それでは、事務局から今後の予定につきまして簡単に説明させていただきます。

お手元の資料9をごらんいただきますでしょうか。1枚紙ですので、ほかの資料にくっついているかもしれませんが、もし見当たらなければ、簡単ですので口頭で、後ほど確認していただければ。

本日7月21日第5回の分科会で16年度の業務について実績報告及び財務諸表について国民生活センターの方から説明をいただきまして、これを各委員におかれましては、御検討いただいて、今お手元の資料6、A3の大きな資料ですけれども、その分科会評価の指標欄、それから指標を幾つかまとめました項目欄にA、B等の評価を御記入いただきたいと思います。評価理由も添えてですね。今日お手元に、枠だけつくったものですが、同じ大きさで資料8として総合評価表がありますけれども、これは実際には次回の8月の分科会でこれを決めていただくということになりますので、こちらの総合評価表につきましては、先ほどの資料6では書き切れない、あるいは何か特段の御意見をお持ちの委員の方は、この資料8についてもお書きいただいても構いませんけれども、こちらを書いて出していただくという意味ではございませんので、念のためにお断りしておきます。

それで次回、これは内々に各委員の内諾をいただいておりますけれども、8月19日金曜日午後1時半から第6回の国民生活センター分科会を開催させていただきます。今日説明のあった16年度の業務報告の実績評価をお願いいたします。場所は同じこの会議室でございます。その事務的な準備のために恐縮なんです。先ほど申し上げました資料6について御記入いただきましたものを、私ども消費者調整課の方に8月2日までにお手元にお配りしております封筒に入れて送付していただければ幸いです。

その後の日程ですが、まだ日取りは決まっておりますけれども、8月19日、次回評価をいただきまして、分科会としての評価を決めていただきまして、それを総務省の政策評価独法評価委員会へ提出するとともに、国民生活センターの方には、当分科会からの評価結果として通知させていただきます。それをもとに10月に内閣府の親委員会であります独立行政法人評価委員会、内閣府の独立行政法人の評価委員会、本委員会におきまして、私どもの国民生活センターの分科会報告についても審議していただいて、必要に応じ報告等があるかと思っております。ただ、10月についてはまだ日取りは設定されておられません。いずれまた、本委員会の事務局の方から御連絡があると思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**○山本分科会長** どうもありがとうございました。ただいま御説明のとおりでございます。当面、委員の皆様方をお願いしたいことは、確認でございますが、8月2日までにこのA3判の評価表について評価と評価理由を御記入いただいて、評価理由は全項目ということでは必ずしもないと思っておりますけれども、事務局宛御送付いただきたいということでございますので、よろしくをお願いいたします。何かその過程でいろんな御質問等、疑問等生じましたら事務局の方にお寄せいただければと存じます。

最後になりますけれども、前回2月28日の第4回分科会の議事録をお手元に配付してあります。必要な修正は施してありますので、念のため御確認いただきまして、これでよろしければ公開とさせていただきます。

以上で本日予定されました議題はすべて終了いたしました。長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。これで会を閉じさせていただきます。